

1950年代前半における外資導入問題（下）

浅井良夫

4 独立回復後の外資政策

1952年4月28日に講和条約が発効したのち、外資導入に関連して3つの新たな動きがあった。

第1は、世銀への加盟が認められたことである。

1952年8月に、日本が国際復興開発銀行（世界銀行）に加盟したことにより、世銀借款を得る可能性が開けた。早速、同年12月に、世銀は、日本の現状を調査するためにガーナー副総裁を日本へ派遣した。ほぼ同じ時期に、ワシントン輸出入銀行（EXIM）との借款交渉も軌道に乗り始めた。

1950年代初めにおいて、アメリカ政府は、外国に対して借款を行う公的ルートを世銀とEXIMに限定していた。他方、援助については、経済援助を縮小し、MSA（相互防衛援助法）にもとづく軍事援助に限定する方針をとった。また、民間の資本輸出の促進は、理念としては謳われたものの、第2次大戦前の外債がデフォルトになった記憶から、ニューヨーク資本市場の外債に対する警戒感は根強く、当面、民間資本輸出が軌道に乗る可能性はなかった。ドル不足に直面する国々が、外資導入を図ろうとすれば、世銀、EXIMからの借款しか道はなかったのである。

第2は、戦前外債の処理が進んだことである²⁰¹⁾。

201) 外債処理については、本稿では詳しくは触れないが、『昭和財政史—昭和27～48年度—』第7巻（国債）、東洋経済新報社、1997年、第1章第4節「外債債処理問題」[油井雄二執筆]が、もっともよく纏まっているので、参照されたい。

戦前において、国債、地方債、社債の外貨債が数多く発行されたが、太平洋戦争の開始とともに、大部分の外国人所有外貨債²⁰²⁾について、元利支払いが停止された。サンフランシスコ平和条約第18条には、日本が戦前対外債務を返済する責任を負うこと、早期に支払再開交渉を行なうことが明記された。外債未償還額は、1952年6月末に、米貨債・英貨債・仏貨債の元利合計で、約4億6,376万ドル（円貨換算で約1,669億円)にのぼっていた²⁰³⁾。

日本政府は²⁰⁴⁾、1952年7月21日からニューヨークにおいて、米英仏3国の債権者と交渉を行い、米英貨債の処理については、同年9月21日に協定の調印にいたった。ただし、仏貨債の交渉は難航し、ようやく1956年7月に協定が成立した。日本政府は、元利ともに契約通り支払うことを原則とし、迅速な交渉決着を目指した。戦前債務処理への積極的取り組みにより、外国の投資家の信頼を回復し、外資導入の環境を整備しようとしたのである。

第3は、対内直接投資（外資の日本への進出）への規制が強化されたことである。

1950年5月10日公布の「外資に関する法律」（通称、外資法）には、日本経済の発展の妨げとなる外資を排除する道が設けられていたが、実際に、国内産業保護のために直接投資を制限する政策が採られたのは、独立回復の直後からであった。

むしろ占領期（とくに1948年頃）には、外国投資家の直接投資を積極的に受け入れようという意見が財界に多かった。これは、賠償、財閥解体、集中排除などの占領政策によって大打撃を受けた企業が、策に窮して唱え

202) 日本人所有の外貨債は、内国債に切替えられた。

203) 前掲、津島寿一『外債処理の旅』付録，pp. 1-2。

204) 「外債処理法」（1943年3月公布）により、地方債、社債の元利支払は政府が継承することになったので、日本側の交渉主体は政府だけである。外債処理交渉は、戦前に財務官をつとめ、外債問題のエキスパートであった津島寿一（元蔵相）が大使として、日本政府を代表して交渉に当たった。

た起死回生策の色彩が強く、一時的な動きに終わった。

外資導入積極論者の吉田首相は、独立後も直接投資に対して寛容な態度を保持した。直接投資に関する制限的な政策をとれば、経済援助・借款を実現する際に、供与国からクレームがつくことを懸念したものと思われる。吉田は、借款の実現を優先させ、国内産業保護への配慮を二の次にした。しかし、吉田のような直接投資を無条件に歓迎する議論は、保護主義が高まる中で、独立後は少数派になっていった。

（1）外資系企業進出への制限

「外資導入についての考え」（1952年5月頃）講和条約発効直後の時点における、政府の外資政策の概略は、「外資導入についての考え」と題する大蔵大臣談話によって知ることができる²⁰⁵⁾。

- 1 我国の保有外貨が10億弗を上廻るに至ったことよりして我国としては外資導入は経済的に云っても不要ではないかという議論がある。（中略）
成程、我国は昨年1年間に3.5億弗分の外貨が増加したが、これは世界がセラーズマーケットであったときのことであり、かてて、これから特需等の収入がどの程度持続するものか、誰しも確たる見透もつかないことなどを考えるとこれからも外貨が今迄の調子でどしどし増加すると考えるのは聊か甘過ぎるであろう。殊に通貨別に弗とか磅とかということになると、磅は兎も角として弗については決して楽観できるものではない。それは我国が弗地域から食糧その他工業原材料を多量に買付けており乍ら輸出先はその大半が磅地域であるというような状態であるからであるが、我国がかかるとして輸出についても弗地域に多量に向かうようになることは仲々早急に期待されないからである。

205) 「外資導入についての考え」（大蔵大臣談）[旧大蔵省資料]。この史料は日付が入っていないが、叙述から判断すると、1952年5月前後に作成されたと思われる。

1950年代前半における外資導入問題（下）

こう考えて来ると我国としては外資導入が不要であるどころか将来起り得べき不足をくい止め、進んでその改善を積極的に図るために外資導入を促進しなければならないことは明白である。

- 然し乍ら、外資であれば何でも良いかということがその次の問題であろう。上述のような観点からすると外資のうちでも我国の国際収支殊にドル貨収支の改善に寄与するようなものが望ましいということになることはいうまでもない。勿論、その外資が直接に寄与するというような輸出産業でなくても、間接的にでも輸出産業のコスト軽減その他合理的に役立つような産業への投資でも歓迎されることはいうまでもない。

更に我国の国民生活水準が比較的に未だ低いということからすると、健全な国民生活の向上に寄与するものならば、場合によっては受入れ度い外資があると思われる。

- 右のように我国として好ましい外資がある半面我国として好ましからざる外資もあることは認めざるを得ない。国際収支の改善には寄与しないものや、その外資がなくても立派に外貨獲得をして行けるようなもの、健全な国民生活の向上とは考えられないような産業への投資、その外資導入が不当に国内産業の圧迫となるようなもの等が考えられる。（中略）
- 要言すれば、我国としては「好ましい」外資は極力之を促進し度いのであるが、「好ましからざる」外資は我国が健全な経済の復興を望んでいる限り、当分之を認めるべきではないと考える。何が「好ましい」かは、その時々々の経済の実情に照し、慎重に検討をして決めるべきであって、外資なら何でも飛びつくとゆうような態度は厳に警戒しなければならないと思う。

この大蔵大臣談話で注目されるのは、「好ましい外資」と「好ましくない外資」を区別し、企業の経営権を脅かすような外資は好ましくないとした点である。占領下においては、政府が「好ましくない外資」に言及することは稀であっただけに、講和条約発効を待っていたかのように、こうした方針が示されたことは注目に値する。

日本軽金属の外資導入問題（1952年4月～10月） 講和条約発効（1952年4月28日）の直後の4月30日には、早くも、外資委員会において、大蔵省委員が、日本の基礎産業の経営権が脅かされるとの理由で、日本軽金属㈱とカナダ・アルミニウムとの資本提携に反対する事件が起きた。カナダ・アルミニウム（正式の名称は、アルミニウム・リミテッド Aluminium Limited）は、カナダのモントリオールに本社を置くアルコア（Alcoa）系の企業である²⁰⁶⁾。

1949年初めから日本軽金属は、カナダ・アルミニウムと資本・技術提携の話合いを進めていたが²⁰⁷⁾、1952年1月29日に両者間で提携契約書が取り交わされ、日本軽金属は、同年4月8日に外資委員会に許可申請書を提出した²⁰⁸⁾。

提携の内容は、日本軽金属（資本金6億2,000万円）が倍額増資し、増資分をカナダ・アルミニウムに割り当て、その代わりに、日本軽金属がカナダ・アルミニウムから6億4,500万円の借款と無償の技術援助を受けるというものであった²⁰⁹⁾。日本軽金属にとってこの提携のメリットは、先進的な技術の導入と、海外の安価な原料資源へのアクセスが可能になることであつた。

これに対して、4月30日の外資委員会では、大蔵省の担当者が、「基幹産業の株式を外国商社に、50%取得させるのは賛成できない」との否定的意見を出し、申請の認可は保留となった²¹⁰⁾。大蔵省の反対は、池田蔵

206) 『日本軽金属二十年史』1959年、pp. 252-256。

207) 日本軽金属㈱は、1948年2月からアメリカのレイノルズ社、(Reynolds Metal Co.)、との間に提携交渉を開始していたが、カナダ・アルミニウムは、1949年初めに、レイノルズ社との交渉打ち切りを条件に、日本軽金属に提携を持ちかけた（同上書、p. 260）。

208) 『日本経済新聞』1952年10月2日。

209) 貸付金は年利5.5年%、8ヵ年償還であつたが、認可を受けたものの、日本軽金属の資金繰りが改善されたために、実行されなかった（前掲『日本軽金属二十年史』pp. 262-267, pp. 271-272, 『金融財政事情』1952年5月12日号、p. 11）。

210) 『日本経済新聞』1952年5月2日。

1950年代前半における外資導入問題（下）

相自身の意向を反映したものとされた²¹¹⁾。事実、池田蔵相は、5月2日の記者会見で、外資による株式保有は30%が限度だという意見を述べている²¹²⁾。

その後も池田蔵相は、日本軽金属とカナダ・アルミニウムとの資本提携に反対する姿勢を崩さなかった²¹³⁾。この間、1952年8月には外資委員会は経済安定本部から大蔵省の管轄下に移行し、大蔵省の発言権は強まった²¹⁴⁾。他方、吉田首相は池田蔵相に対して、日本軽金属の外資導入を承認するよう働きかけを行なった²¹⁵⁾。日本軽金属の草野社長はカナダ・アルミから、日本軽金属の株式の50%を取得してもカナダ・アルミは日本側の経営権を尊重する旨の確約をとった。これを受けて、申請からほぼ半年後の10月1日、外資委員会は、ほぼ当初の内容どおり契約を承認すると発表した²¹⁶⁾。

池田蔵相の外資規制論は、財界・業界の一部からも支持された²¹⁷⁾。経済同友会は、7月に外資対策委員会の結論として、外国側の株式取得率は原則として50%までとし、日本側資本家の議決権なども維持できるようにすべきとの方針を出した²¹⁸⁾。

ジャーナリズムでは、これまで、もろ手をあげて外資導入に賛成してきた政府内に外資批判論が現れたことを評価する意見もあったが²¹⁹⁾、「外資導入に狭量は禁物・日軽金の提携に反対する理由なし」（『東洋経済新

211) 『金融財政事情』1952年5月12日号, p. 11。

212) 『日本経済新聞』1952年5月3日。

213) 『日本経済新聞』1952年6月12日, 6月25日, 7月26日。

214) 外資委員会は、1949年3月に設置され、経済安定本部の管轄下にあったが、1952年8月に大蔵省が替局の管轄に移行した。

215) 『日本経済新聞』1952年6月18日。

216) 『朝日新聞』1952年10月1日, 『日本経済新聞』1952年10月2日, 『金融財政事情』1952年9月8日号, p. 12, 10月6日号, pp. 13-14。

217) 『日本経済新聞』1952年5月27日。業界では、昭和電工、住友化学がこの外資提携に反対したとされる（『日本経済新聞』1952年10月2日）。

218) 『日本経済新聞』1952年7月12日, 7月17日。

219) 『金融財政事情』1952年5月12日号, p. 7。

報』)²²⁰⁾、「外資導入に恐外病は禁物」(『ダイヤモンド』)²²¹⁾などの外資導入賛成論が多かった²²²⁾。

外国投資家による株式の50%以上保有を認めない方針が、通産省ではなく、大蔵省から出されたことは注目される。日本軽金属の件について、通産省、経済安定本部、外国為替委員会は、申請どおり認めても良いとしていた²²³⁾。大蔵省が、他の省庁に率先して直接投資規制を強く主張したことは、大蔵省が規制により手厚く保護された銀行業・保険業などの金融業の所管官庁であったことを想起すれば決して不思議ではない。。

日米友好通商航海条約調印（1953年4月） 1953年4月2日、日米友好通商航海条約が調印された²²⁴⁾。

1911年締結の日米通商航海条約（1939年7月26日にアメリカ政府から廃棄通告がなされ、1940年1月26日失効）に代る新たな通商航海条約を締結したいとの申し入れは、1951年7月7日にアメリカ側からなされた²²⁵⁾。その後、1952年2月から日米間の非公式予備折衝が始まり、同年末までに条約案がほぼ完成し²²⁶⁾、残された問題が国内の政治折衝に持ち込まれた。

この交渉の焦点は、外国人による資本の投下を、どの程度制限するかにあった²²⁷⁾。アメリカ案は、商業、工業、金融業、その他営利活動につい

220) 『東洋経済新報』1952年5月17日号, p. 11。

221) 『ダイヤモンド』1952年6月1日号, pp. 1-2。

222) 『朝日新聞』も、「冷静に比較考量」すべしとながらも、全体としては賛成論であった（社説「外資導入のテスト・ケース」5月17日）。

223) 『金融財政事情』1952年5月12日号, p. 11。

224) この条約の逐条解釈は、「逐条解説 日米通商航海条約」『時の法令』第97号（1953年5月）、第98号（1953年5月）、第99号（1953年6月）を参照。

225) 「日米通商航海条約の締結に関する件」（昭和26年7月10日 外務省国際経済局）[外交史料館公開資料『日米友好通商航海条約関係一件』B' 5. 2. 0. J/U 2]。

226) 「予備会談報告会議事録」[外交史料館公開資料『日米友好通商航海条約関係一件 議事録』B' 5. 2. 0. J/U 2-2]。

227) 以下の、日米両案の比較は、「日米通商航海条約の締結に関する件」（昭和27年2月15日 外務省経済局）[外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2] による。

て内国民待遇および最恵国待遇を与え²²⁸⁾、外国人の事業活動を制限する業種は最小限にとどめるというものであった²²⁹⁾。日本側の案は、内国民待遇および最恵国待遇を与える業種を、商業、製造業、加工業、建築業、出版業、科学、教育、宗教、慈善および自由職業に限り、その他の事業活動に対しては最恵国待遇のみを与えるというものであった²³⁰⁾。「外国為替及び外国貿易管理法」（通称、外為法、1949年12月1日公布）は、すべての外貨取引を、政府の管理の下に置いた。外為法の特別法として制定された外資法は、外資導入を促進する見地から、為替取引のうち外資については特別に優遇して、元利の送金を認めた。外国投資家が資金回収に懸念を抱き、投資をためらうことがないようにという趣旨であった²³¹⁾。しかし、同時に外資法には、「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め」との条文があり（第1条）、入り口で政府が外資の流入をチェックできるようになっていた。同法にもとづき、外資委員会が、外国人の投資申請を1件ごとに審査する体制が組まれた。

条約の交渉の中で、アメリカ側は国際的金融取引（資本取引および經常取引）について内国民待遇を与えるべきだとしたのに対して、日本側は經常取引（貿易代金の決済など）については内国民待遇を与えるが、資本取引に

228) アメリカ側が提案した、内国民待遇・最恵国待遇を与える対象は、具体的には、①支店の設置、②相手国において法人を設立し又は株式を取得して法人に参加すること、③事業活動に必要な不動産・動産を取得すること、④補助金・特殊銀行からの融資を取得することであったが、日米間の意見の隔たりが大きかったのは②である（「日米通商航海条約予備会談における主要な問題点について」〔昭和27年11月10日〔外務省〕経済局〕〔外交史料館公開資料B' 5.2.0. J/U〕。

229) 当初のアメリカ案では、制限業種は通信業、空海運輸業、金融業中預金及発券業務、土地及びその他天然資源の開発事業に限定されていた。

230) 大蔵省から強い反対のあった金融業については、当初の日本案では内国民待遇・最恵国待遇のいずれも与えないこととなっていた。

231) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻（犬田章執筆）、東洋経済新報社、1976年、pp. 105-106。

については最恵国待遇しか与えられないと主張した²³²⁾。民間投資を促進するためには、内国民待遇が必要だというアメリカ側の主張に対して、日本側は、IMF協定において資本取引の規制は各国の自由に任されているのだから、規制は正当であると反論した²³³⁾。

交渉の結果、アメリカ側が国際収支上の理由（外貨準備の保護）にもとづいて日本政府が外資の流入を規制することを認めたので、外国人の進出を制限できる例外業種（「制限業種」²³⁴⁾）以外についても、外資法にもとづいてこれまで通り、チェックすることが可能となった。

1953年1月までに、残された問題は、①元利送金を要請しない場合の外資の取り扱いと、②アメリカ人の既得権（とりわけ占領中に在日米銀行が得た権利）を認めるか否かという点に絞られた。

第1の、元利送金を要請しない場合の外資の取扱いとは、つぎのような問題である。

条約案は、外資規制の根拠を、元利の外国への送金によって生じうる外貨準備への悪影響の防止に置いていたので、外国投資家が投資資本の元利金の送金を要請しない場合には、論理的には、日本への投資を拒否することはできなくなる。

日本側は、元利の送金を要請しないという条件で外国企業が進出してきた場合、その外国企業は日本で上げた利潤を本国に送金できないので、日本企業の株式取得に用い、その結果、日本企業が外国資本の支配下に入ってしまうのではないかと懸念した。そこで、利潤（蓄積円）による、外国

232) 「日米通商航海条約に関する件」(昭和27年12月 外務省) [外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2]。

233) 「日米通商航海条約に関する件」(昭和27年12月 外務省), 「日米通商航海条約予備会談における主要な問題点について」(昭和27年11月10日 [外務省] 経済局)。

234) 制限業種は、最終的には、公益事業、造船、航空運送、水上運送、銀行（預金業務又は信託業務に限る）、土地その他の天然資源の開発、となった（第7条第2項）。

投資家の日本企業株式の取得を制限できないかと考えた。

第2の、既得権の問題では、アメリカ側は、この条約が締結される以前に外国人が獲得した権利（既得権）の保護を要求した。日本人はアメリカにほとんど既得権を持っていなかったため、この条項は、実質的には、アメリカ側の既得権だけを認めることを意味する。しかし、占領中に外国人が獲得した既得権で、とくに問題となるのは在日米銀行の既得権（預金・貸出業務）のみであった²³⁵⁾。

この2点を認めることに強い難色を示したのは、大蔵省であった²³⁶⁾。大蔵省は、「この種条約の有効期間は長いので、起り得べき経済情勢の変転も考慮に入れ米国人の投資及び事業活動を制限せんとする強い意向」を持っていた²³⁷⁾。大蔵省は占領期に進出した米銀の預金・貸出業務に内国民待遇を与えることには反対であった。

経団連も、2月5日に、蓄積円などによる旧株取得を認めれば、「重要輸出産業の有力株買占めと企業支配など、わが国経済にとって好ましくない事態の発生が憂慮される」との意見を政府に伝えた²³⁸⁾。

それに対して外務省は、そもそも元利の送金を認められないのに大量の外資が流入することはありえないと予測し、この点にこだわると、外資導

235) 当時、日本国内に進出していたアメリカ系銀行は、ナショナル・シティー・バンク、チェース・ナショナル、バンク・オブ・アメリカの3行。

236) 「日米通商航海条約について」（昭和28年1月19日 為替局）〔旧大蔵省資料〕、『金融財政事情』195年1月19日号、p. 14。大蔵省関係者が大蔵省の意見を述べたものとしては、宮川新一郎（大蔵省為替局総務課長）「日米通商航海条約一意義と問題点一」『金融財政事情』1952年9月29日号、pp. 20-22がある。

237) 「日米通商航海条約締結交渉の現状」（〔外務省〕経済局〔昭和27年〕10月2日）〔外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2〕。向井忠晴蔵相は、外国企業が日本の競争企業の株を取得して経営を支配した上で、自らの企業の販路を拡大するために、この日本企業を閉鎖する措置に出る恐れもあるといった杞憂を、アメリカ大使館のウェアリング参事官に漏らした（「大蔵大臣とウェアリング参事官との会談に関する件」（昭和28年1月23日〔外務省〕経済局）〔外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2〕）。

238) 『日本経済新聞』1953年2月6日。

239) 「日米通商航海条約に関する問題点の大臣説明資料」（昭和28年1月26日）

入をディスカレッジすることになると懸念した²³⁹⁾。

2月7日の臨時閣議で、①旧株取得に関しては、原則として内国民待遇を与えるが、3年間の猶予期間を設けること、②既得権に関しては、戦前の既得権は認めるが占領期のものは認めない、ただし銀行の既得権だけは認めることを日本側の方針とし、詰めの交渉を行なうことで諒解が成立した²⁴⁰⁾。

この方針に沿って、日米交渉を進めた結果、3月20日までに妥結、4月2日に条約は調印された。最終的には、①アメリカ人の旧株取得については3年間の猶予という日本側の主張が容れられたが、②既得権は戦前・戦後のどちらの時期に獲得したのも認められることとなった²⁴¹⁾。

この条約については、左派社会党が「日本経済をアメリカ経済に隷属させる門戸を開くもの」、右派社会党が「日本経済にとって極めて不利な影響がある」と批判し²⁴²⁾、財界もその内容に不満を表明した²⁴³⁾。

しかし、上記の経緯を見れば、この条約交渉を通じて日本が、外資法にもとづく直接投資への強い制限を維持できたことは明らかであろう²⁴⁴⁾。外務省の条約調印に際しての公式の声明も、「本条約の主な特徴は、外資の導入を促進するために必要な諸規定を設けるとともに、わが国の経済の

[外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2]

240) 「日米通商航海条約に関する件」(昭和28年2月10日 外務省経済局)、「日米通商航海条約に関する件」(昭和28年2月10日 外務省)について」(昭和28年2月15日 大蔵省)、「日米通商航海条約について」(昭和28年3月5日 為調) [旧大蔵省資料]、『日本経済新聞』1953年2月8日。

241) 『日本経済新聞』1953年3月21日。

242) 『朝日新聞』1953年4月2日。

243) 『日本経済新聞』1953年4月3日、『朝日新聞』1953年4月3日。

244) 「交渉を通じて日本側とはかく制限を主張する傾きが強く、そのため吉田首相は『外資導入は自由党の大方針だから、あまり外資制限を主張するな』と外務省の関係者に注意したようだ。しかし、基盤の弱い日本経済を強大な米国経済の圧力から守るために安全弁を作っておく必要や国際収支を維持する必要は無視できず、米国も日本側の主張を容れて、かなり制限の多い条約が出来上がっている。」との『朝日新聞』の評価は、正鵠を得ているように思われる(1953年4月3日)。

実情に即して、必要な範囲で外資の導入に対して規制する途を設けていることであろう」と、この条約の外資規制の側面も強調した²⁴⁵⁾。

条約調印により、在日米銀の既得権が承認された後も、大蔵省は、将来的に外国銀行の預金業務を制限できる道を模索した。大蔵省銀行局は、「外国銀行の預金の受入についての臨時措置に関する法律案」（昭和28年6月1日）を作成し、外国銀行の預金業務を許可制にし、免許は1年ごとの更新にしようとしたが、外務省の反対に遭い、実現しなかった²⁴⁶⁾。

外国資本の日本への直接投資は、「円ベース投資」²⁴⁷⁾（1956年から実施された旧株取得の例外）を除いて、1967年の資本自由化開始まで、日本政府による厳しい制限のもとに置かれた。

(2) ワシントン輸出入銀行との交渉

ワシントン輸出入銀行 (EXIM) ワシントン輸出入銀行 (EXIM) は、1934年2月に設立されたアメリカの政府金融機関で、アメリカの貿易促進を目的とする²⁴⁸⁾。EXIM 借款は、アメリカで生産された製品・設備・原料・食糧を外国が購入する場合に供与される紐付きの借款である。

当初 EXIM は、国交を樹立したばかりのソ連との貿易促進を目的としたが、設立直後の1934年3月に、キューバの銀購入への融資を目的とした第2EXIM が設立され、のちに両者は合併した。EXIM は、その後第2次大戦期までは、政治的色彩を帯びた開発借款を、ハイチ、中国、ビルマ

245) 「日米友好通商航海条約の調印について」（昭和28年4月2日 外務省情報文化局発表）[外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2]。

246) 「在日外国銀行の預金業務の制限について」（昭和28年6月12日 [外務省]）[外交史料館公開資料 B' 5. 2. 0. J/U 2]。

247) 日米友好通商航海条約付属議定書にもとづいて、1956年10月から実施された制度。正式名称は、「円ベース株式自由取得制度」。この制度により、元本・収益を本国に送金しないことを条件に、外国人の旧株取得が自由化された。「円ベース投資」については、『昭和財政史—昭和27～48年度—』第11巻、第1章 [浅井良夫執筆]、pp. 576-580 参照。

248) Raymond F. Mikesell, *U.S. Private and Government Investment Abroad*, University of Oregon Books, 1962, pp. 459-460.

などに供与した。第2次大戦直後の時期には、ヨーロッパやアジア諸国の復興資金を貸し付けた。

1945年に世銀が設立されると、EXIMと世銀とは融資対象・地域が異なるために、両者の間に対立が生じた。1949年1月に、世銀総裁マックロイ(John J. McCloy)は、スナイダー財務長官に書簡を送り、国際的な長期借款においては世銀が主たる担当者であることをアメリカ政府が認めるように訴えた。同じ1949年には、メキシコへの借款をめぐる、世銀とEXIMとの紛争が起きた²⁴⁹⁾。

1953年1月にアイゼンハワー政権が誕生すると、財務長官に就任したハンフリー(George Humphrey)のもとで、財政緊縮政策の一環として、同年5月にEXIMの業務を縮小し、短期借款のみに限定する方針が決定した。同年8月9日にEXIMが改組され、EXIMの政策決定権はNACに移行し、EXIMの独立性は弱められた。後述するように、日本への火力借款をめぐる、世銀とEXIMとの対立が起きたのは、まさにEXIMの権限縮小が決定されようとしていた頃であった。

EXIM 綿花借款 日本に対する最初EXIM借款は、1951年12月21日に調印された第1次綿花借款4,000万ドルであった。

占領期には、米陸軍省により輸出入回転基金にもとづく綿花借款²⁵⁰⁾と、占領地綿花回転基金²⁵¹⁾が設けられ、1950年に民間輸入貿易が再開されるまでは政府輸入を通じて、紡績企業に対しては安定的な綿花の輸入が確保されていた²⁵²⁾。占領後に、それらに代る役割を果たしたのが、EXIM綿

249) Edward S. Mason & Robert E. Asher, *The World Bank since Bretton Woods*, Brookings Institution, 1973, pp. 496-498.

250) 輸出入回転基金(1947年8月設定)を引当てに、1948年5月に総額6,000万ドルの綿花借款協定が締結された。

251) 1948年6月29日にアメリカで成立した「占領地域において加工され売却される農産物及び原料を購入するため回転基金を設置する法律」にもとづいて実施された。

花借款であった。

この借款は、日本側から希望したのではなく、余剰綿花の売り込みを図るアメリカ政府が持ちかけたものであった²⁵³⁾。1951年8月29日に、米国対日政治顧問事務所が外務省に対して、EXIMが日本の中央銀行ないし銀行団のために綿花信用を与える用意がある旨、通知してきた²⁵⁴⁾。

紡績メーカーは、低利の輸入資金を調達できるので歓迎した。この借款の条件は、期限15ヵ月、年利2.75%であった。日銀および外国為替銀行の手数料、それぞれ1%を加えても4.75%であり、輸入貿易手形の業者負担金利7.3~7.7%と比較すれば、はるかに有利であった²⁵⁵⁾。

しかし、日本政府は綿花借款には必ずしも積極的ではなかった。その理由は、①原綿輸入量は十分確保されており、追加輸入の必要はないこと、②長期の買付契約は米綿相場が下落した場合には日本に不利となること、③綿製品の輸出市場は主としてポンド地域なので、米綿輸入は累積ポンド減らしに役立たないことであった。しかし、「今後の日米間の政治的な含みも勘案して」借款を申し込んだ²⁵⁶⁾。

1952年11月、政府は第1回の綿花借款に引続き、第2回の綿花借款を申し込むこととした。今回は、綿花だけでなく、鉄鉱石、粘結炭の輸入資金の申請も検討した²⁵⁷⁾。鉄鉱石借款は申請には至らず²⁵⁸⁾、粘結炭の借款

252) 日本政府による綿花買付は、1950年6月末に終了した（日本紡績協会編『戦後紡績史』1962年、p. 229）。

253) 日本綿花協会編『綿花百年史』下、1969年、pp. 489-490。

254) EXIMが対日借款を行ったのは、厳密に言えばこれが初めてではない。1948年の輸出入回転基金にもとづく綿花借款の銀行団にEXIMは加わっていた（前掲『戦後紡績史』p. 26）。

255) 『朝日新聞』1951年12月20日、『日本経済新聞』1951年12月25日。

256) 『日本銀行沿革史』第4集、第13巻、p. 700。

257) 「ワシントン輸出入銀行よりの借款について」（為替局 昭和27年11月12日）[旧大蔵省資料]

258) 『日本経済新聞』1953年1月11日によれば、綿花借款4,000万ドル、火力発電借款3,100万ドル、石炭借款2,000万ドル、計9,100万ドルを、日本政府がEXIMに申請した。

は実現しなかった²⁵⁹⁾。結局、綿花借款だけが1953年5月8日に成立した（限度額4,000万ドル、期間15年、金利3.5%）²⁶⁰⁾。

火力借款の申請（1952年11月）日本政府は、短期の綿花借款だけでなく、EXIMから長期の設備資金を借り入れる可能性にも着目した。EXIMに着目したのは、①世銀加盟が実現するまでは、世銀からの借入が不可能であること、②小口で早期に借款契約を成立させようとするれば、EXIMの方が適当であること²⁶¹⁾、などの理由からであった。

前章で述べたように、1952年1月～3月のマーカットを通じてのEXIMとの接触は何の成果も収めることができなかったが、EXIM長期借款のルートは、アメリカのメーカーによって開かれた。

アメリカの大手の電機メーカーであるウェスティングハウス社とゼネラル・エレクトリック社（GE社）は、自社の製品の販路を拡大するために、日本の電力会社にEXIM借款を斡旋したのである。

アメリカのウェスティングハウス社は、1951年夏から、中国電力に対して新鋭火力発電機の売り込みを図ったが、この交渉は纏まらず、1952年春になって、新たに関西電力、九州電力の2社との交渉が始まった。また、同じ頃にゼネラル・エレクトリック社と中部電力との交渉も開始された²⁶²⁾。

259) 粘結炭については、EXIMは消極的であった。その理由は、石炭については、綿花生産者のように、輸出促進へのアメリカ国内の業界の圧力が強くなかったためと思われる（『米報第11号（2月26日）』【旧大蔵省資料】。鉄鉱石については、借款が実現しなかった理由は不明である。

260) 『朝日新聞』1953年5月8日（夕刊）。

261) 渡辺財務官は、電源開発、道路関係の借款について、「借入先は既報の通り世界銀行がよいと考えるが、まづ話をはじめてから1年位かかるのが通例である。その場合はこの案をたねとして調査団の派遣を要求し、その上で世界銀行として貸しやすい形のものにまとめるのがよいと思ふ。若し手っ取り早く小額でもよいからやるなら、外資所要分を輸出入銀行から借りる手もあると思ふ。」という意見を本国に寄せた（『財報第53号（昭和27年1月30日）』【旧大蔵省資料】）。

1952年7月に、関西電力、九州電力、中部電力、東京電力の4社が、通産省に発電機械の輸入申請を行った。このうち、関西電力、九州電力、中部電力の3社については、メーカー側が輸入に必要な資金の借入をワシントン輸出入銀行（EXIM）に斡旋する申し出をした。電力会社にとっては、低利・長期の延払いという条件は魅力的であった。

機械業界は、EXIM 借款により、発電機、発電用原動機が輸入されれば、国内メーカーを圧迫することになるという理由で、関西電力、九州電力、中部電力の EXIM 借款に反対した。最終的には、通産省が間に入って、今回だけは見本として輸入するという条件で妥結した²⁶³⁾。

1952年11月に、各社から EXIM に対する融資の正式申請がなされた²⁶⁴⁾。

(3) 世界銀行への加盟とガーナー副総裁の来日

世界銀行への加盟（1952年8月）²⁶⁵⁾ 日本は、1951年8月9日に IMF、世銀への加盟を申請した。IMF は9月18日に、日本の加盟を審査する委員会を設置し、IMF クォータ（割当額）などの条件をめぐる交渉が開始された。世銀の加盟審査は、IMF への加盟が認められれば、形式的に行われるだけであり、改めて審査を行わない慣例となっていた。1952年4月18

262) 日本開発銀行『国際復興開発銀行火力借款』1955年、p. 1。

263) 山崎富士松（通産省重工業局電気機械課）「発電機械の輸入について」『電気協会雑誌』350号（1952年11月）pp. 13-14、『日本経済新聞』1952年7月12日、9月6日、10月26日。東京電力の発電機輸入は、スイスからの輸入で、外貨借入を伴わなかった。なお、1952年10月に来日した世銀調査団に対しても、機械工業会は、12月2日、わが国機械工業は設備過剰であり、技術的問題が解決できれば、輸出も十分可能なので、世銀借款で完成機械が輸入されることには反対であることを伝え、輸入は、日本で製作できない部品・素材に限定するように要望した（『日本経済新聞』1952年12月3日）。

264) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』p. 1。

265) 日本の IMF、世銀への参加については、前掲拙稿「日本の IMF、世銀への加盟について」を参照されたい。

日に日本政府は IMF・世銀への加盟を閣議決定し、8月13日に IMF 協定、世銀協定に署名をした。

ジェームズ・カウフマン (James Lee Kauffman) は、1951年12月26日の犬養健（自由党代議士）宛書簡のなかで、ブラック世銀総裁、ルシンスキー (Joseph Rucinski) 世銀極東方面担当官との会談（12月8日）の結果を報告した²⁶⁶。カウフマンは、占領政策の転換に影響を与えた「カウフマン・レポート」（1947年6月）で有名なアメリカの知日派の弁護士である。犬養が、カウフマンに、世銀から情報を得るよう依頼したのであろう。犬養の依頼は、吉田の意向によるものと思われる。

この会談で、ブラック総裁が、後に火力借款をめぐる紛糾することになる EXIM との関係について、EXIM の具体名は挙げずに、つぎのように言及したことは注目に値する。

ブラック氏は、日本は、「銀行」[世銀を指す—引用者]の施設ない至援助を利用することを希望するか、又は他の信用供与源を欲するかを決定しなければならないということ、最も強く指摘していました。「銀行」の政策及び立場は、若し日本が同時に他から借款する意図のある場合には、日本に対する融資を認めないであろう、と彼は説明していました。(中略) 若し日本が「銀行」から借款を得たい場合には「銀行」が日本に対する唯一の金融機関になることが条件となるのです。

池田蔵相は、9月3日からメキシコ・シティで開催されたに第7回 IMF・世銀年次総会に出席し、現地でブラック世銀総裁と会談した²⁶⁷。池田は、ブラック総裁に電源開発借款を打診した。ブラック総裁は、電源開発借款の調査に世銀職員を日本に派遣すると返答した。

266) 「世銀について—James Lee Kauffman より犬養健氏あて書簡」[外交史料館公開資料『国際通貨基金協定関係一件 日本の加入関係（第1巻）』B' 2. 3. 1. 2-1]。

267) 前掲『東京—ワシントンの密談』pp. 150-152。

世銀調査団の来日（1952年10月） 1952年12月に、世銀のガーナー副総裁が日本を視察に訪れた。それに先立って、10月21日に世銀営業部アジア中東部の職員、ジョン・デウィルデ(J.C. De Wilde)²⁶⁸⁾、ウィリアム・ギルマーチン(W.N. Gilmartin)²⁶⁹⁾が資料収集のために来日し、ガーナーの視察の準備作業を行った。

デウィルデらは、調査団の来日は、日本経済の一般的調査、とくに、国際収支の見通しおよび投資所要量の測定のためであり、具体的開発計画の調査や、具体的融資の話合いを目的とするものでないと述べた²⁷⁰⁾。電力借款などの具体的案件が話し合われると予想した日本側にとっては、やや期待はずれであった。

融資希望プロジェクト案 大蔵省では、世銀調査団の来日の予定を知らされると、早速、9月15日に、東条猛猪が替局長を中心に調査団に対する準備を進める態勢を整えた²⁷¹⁾。

10月4日、正式に世銀調査団の来日が伝えられた²⁷²⁾ 日本政府では、大蔵省が中心となって外資導入計画案の立案作業が始まった。世銀の貸付余

268) 新聞記事では、デウィルドと表記しているが、ここでは、大蔵省の文書の発音表記にしたがう。肩書きは、Economic advisor for the Banks operation in Asia and the Middle East。

269) 肩書きは、デウィルデと同じ。

270) 「世銀副総裁及び調査使節団来日の経過等について」〔旧大蔵省資料〕。デヴィルデとギルマーチンは、来日した10月21日の記者会見で、①来日の目的は一般的な経済条件の調査にあり、個々の融資問題に触れない、②日本の外貨の手持ち高が過度だと認めた場合には融資は出来ない、③米国の援助の見通しなどは権限外である、と述べた。これは、日本側から具体的要請が提出されることを予想しての、世銀側の牽制であったようにも見える（『日本経済新聞』1952年10月22日）。

271) 「国際復興開発銀行からの調査員派遣について」（昭和27年9月15日 大蔵省為替局長東条猛猪）〔旧大蔵省資料〕。なお、世銀調査団への対応のまとめ役をどの官庁が担当するかをめぐって、大蔵省と外務省とが対立し、結局、外資導入に関する権限を持つ大蔵省が担当することになった（『金融財政事情』1952年11月10日号、pp. 8-9）。

272) 『日本経済新聞』1952年10月5日。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表 10 世銀借款を希望する事業（1952年10月18日）

事 業	要 請 金 額	所 管 官 庁
	千ドル	
電 源 開 発 計 画	318,000 or 365,000	通 商 産 業 省
自 動 車 道 路 建 設	318,000	建 設 省
愛 知 用 水	50,834	農 林 省
鉄 道 電 化	124,960	運 輸 省
工 業 港 の 建 設	13,800	運 輸 省
民 間 航 空 機 の 購 入	7,600	運 輸 省
産 業 機 械 の 近 代 化	30,090	通 商 産 業 省
合 計	863,284 or 910,284	

〔注〕 電源開発計画の318,000千ドルは只見川本流案、365,000千ドルは只見川分流案。

〔出所〕 “Projects for which Loans from the International Bank for Reconstruction and Development are desired,” 18 October 1952 [旧大蔵省資料].

力が少ないこと、日本のドル収入が好調であり、借入を急ぐ理由がないことなどから、政府は、総花的な外資導入を避け、5,000万ドル程度を目標に、電源開発を最重点として資金導入計画を立てる方針であった²⁷³⁾。

ところが、各省が策定した案を合計した「国際復興銀行からの借款を希望する事業」（1952年10月18日）では、世銀借款要請金額は、8億ドル～9億ドルに上った（表10）²⁷⁴⁾。この案は、各省が提出した個別の事業計画を、並列した形になっている²⁷⁵⁾。

このうち、電源開発と自動車道路は、すでに「日米経済協力」構想の時

273) 『日本経済新聞』1952年10月6日。

274) “Projects for Which Loans from the International Bank for Reconstruction and Development are Desired,” 18 Oct., 1952 [旧大蔵省資料].

275) 池田蔵相は、10月23日、「日本政府から今度使節団に出した電源開発を中心とした8、9億ドルにのぼる事業計画は、これだけの事業に要する円の資金総額を単純にドルに換算しただけのもので、大蔵省ではこのうちどれだけの外資を導入する必要があるかとの査定もしていない」と述べた（『朝日新聞』1952年10月24日）。

1950年代前半における外資導入問題（下）

に出されていたが、新たに登場したのが、愛知用水、鉄道電化、工業港建設、民間航空機購入、工業設備近代化（製鉄業近代化・炭鉱堅坑化）である。

〔電源開発〕 電源開発計画は、佐久間ダムほか7地点の開発資金の全額を世銀借款に仰ぐという計画である²⁷⁶⁾。3億6,500万ドルないし、3億1,800万ドルの内訳は、表11の通りであり、開発地点は優先順に示されている。1952年1月に、吉田首相が作成させた外資による電源開発計画は、総額が10億600万ドルであったので、この計画では1/3程度に縮小されていることがわかる。1952年1月案にあった、熊野川、吉野川、琵琶湖、四万十川、奈半利川は入っておらず、只見川の金額は大幅に削減されている。

10月28日の電力事業者（9電力会社および電源開発(株)首脳）との会合において、世銀調査団が、火力発電のコスト高の原因である石炭価格を下げる

表11 世銀調査団に提出した電源開発計画（1952年10月）

会社名	地点	水系	所要資金
			億円
1 佐久間	電源開発	天竜川水系	260
2 御母衣	電源開発	庄川水系	165
3 奥只見 (湯の谷 1, 2, 3)	電源開発	只見川水系	212 [382]
4 糠平	電源開発	十勝川水系	163
5 上椎葉	九州電力	耳川水系	94
6 井川・奥泉	中部電力	大井川水系	145
7 須田貝	東京電力	利根川水系	33
8 矢木沢	東京電力	利根川水系	68
合計			1,140 [1,309]

〔注〕〔〕内は、只見川分流案の場合。

〔出所〕“Projects for which Loans from the International Bank for Reconstruction and Development,” 18 October 1952 [旧大蔵省資料]

276) 「電源開発に対する国際復興開発銀行の融資について」（昭和27年10月3日通商産業省）[旧大蔵省資料]。

1950年代前半における外資導入問題（下）

方法はないかと尋ねたのに対して、電力企業は、以下のように答えた²⁷⁷⁾。

水力発電を主、火力発電を従とする方針を戦前からとっているのは、国内の石炭資源が貧弱なためである。この条件が変わらない限り、水主火従の方針は将来も維持される。ただし、貯水式の水力発電所の建設には長時間を要するので、工期が短く、高能率の火力発電設備が建設される必要もある。輸入炭は、運賃の大幅な下落か、中国・満州からの輸入が実現しなければ、国内炭よりも安くならないので、電気事業にとってメリットはない。

〔自動車道路建設〕 自動車道路計画3億1,800万ドルは、1952年2月に建設省が作成したプランの数字をそのまま載せている²⁷⁸⁾。

〔愛知用水〕 愛知用水事業は、1950年度に調査が開始された。この事業への外資導入は、農林省が食糧増産計画の一環として、1952年春頃から検討され始めた。農林省首脳部は、1952年4月9日に、来日中のFAO(国際食糧農業機構)事務総長ドッドと、農業開発への外資導入の可能性について話し合った²⁷⁹⁾。4月10日には、広川農相がドッドに木曾川・長良川流域の畑作改良のために外資を要請し、これに対してドッドは、開発計画と資金の償還計画の提出を求めた²⁸⁰⁾。

〔国鉄電化〕 国鉄電化計画は、日本の石炭資源が乏しいことに鑑みて、国鉄電化により石炭を節約し、その分を工業需要に向けるという計画であった²⁸¹⁾。優先的に電化する路線は、東海道本線、山陽本線、山手貨物線、

277) 「世界銀行調査団に対する電気事業者の提出資料」(電気事業者経営者会議昭和27年11月)。

278) 佐藤栄作建設大臣(10月30日に成立した第4次吉田内閣で、野田卯一を襲い建設相となった)は、10月31日の記者会見で、「世界銀行からの外資導入で見込のあるのは電源開発関係だけだと思う。東京、神戸間の弾丸道路建設などは国内資本でやるべきだ」と、高速道路建設を計画に入れることに疑問を表明した(『朝日新聞』1952年11月1日)。

279) 『日本経済新聞』1952年4月10日。

280) 『日本経済新聞』1952年4月11日。

281) 『日本経済新聞』1952年12月18日も参照。

東北本線であり、電力供給不足時などに対応するために自家発電施設として天竜川発電所（46,600KW）、を新設する。この計画が実現されれば、92万トンの石炭が節約できるものと見込んだ。世銀へ要請する融資額は、1953年度～56年度の4カ年、総額約450億円（1億2,496万ドル）である。

ガーナー副総裁が国鉄電化事業を有望だと述べたので、国鉄では、世銀調査団の帰国後、早速「国鉄電化5カ年計画」の立案に着手した²⁸²⁾。

[工業港の建設] 主要な工業地帯である京浜、阪神、北九州工業地帯に工業港を建設するために、1952～54年度の3年間に1,380万ドルを世銀から借りる計画²⁸³⁾。対象となるのは、川崎港、神戸港、堺港、小倉港の4つの工業港で、借入主体は川崎市、神戸市、大阪府、小倉市であった。

[民間航空機の購入] 日本の民間航空事業は、戦後1951年10月に、日本航空(株)がノースウエスト社への委託運行（航空機と乗員を賃借しての運行）として再開された²⁸⁴⁾。ノースウエスト社との提携が終了し、1952年10月25日に自主運行へ移行するに当って、日本航空(株)は自社用の航空機を購入発注した。世銀への借款申請リストに計上されたのは、1952年度に日本航空(株)が購入する5機の代金と、1954年度に購入予定の5機の手付金、合計27億3,618万円（約760万ドル）であった²⁸⁵⁾。

[鉄鋼業の近代化] 第1次合理化計画に必要な資金約2億5,000万ドルのうち、機械・設備輸入代金は約5,200万ドルであり、そのうち、1952年までに支払が完了する2,900万ドルを除いた2,300万ドルを世銀から3年

282) 『朝日新聞』1952年12月27日（夕刊）。

283) 「国際復興開発銀行融資申請概要」(昭和27年10月7日 運輸省港湾局) [旧大蔵省資料]。

284) 『日本航空20年史』1974年、pp. 20-21。なお、日航機が伊豆大島三原山に衝突した「もく星号事件」が起きたのは、委託運行時代の1952年4月9日である。

285) 「国際復興開発銀行融資申請概要」(昭和27年10月5日 運輸省航空局) [旧大蔵省資料]。実際には、航空機の購入資金は、日銀別口外貨貸付によって調達された（前掲『日本航空20年史』p. 46）。日航が本格的に外資を導入したのは、1957年以降であり、借入先はEXIMであった（同上書、p. 146）。

間（1952～54年度）に借り入れる計画であった。

【炭鉱の堅坑開鑿】 通産省は、高炭価問題を解決するために、堅坑開鑿による炭鉱の合理化を検討していた。1953年～56年度に43の炭鉱で、66の堅坑を開鑿する計画であったが、それに要する資金500億円（約1億3,900万ドル）のうち、輸入機械の買付資金25億5,200万円（709万ドル）を世銀から借り入れる計画をたてた²⁸⁶⁾。これは、世銀調査団の来日に合わせて急遽策定されたものであり、さらに通産省は、翌53年1月に堅坑開鑿5カ年計画を取り纏めたが²⁸⁷⁾、石炭業界の反応は芳しくなかった²⁸⁸⁾。

電源開発借款3億2,000万ドルの要請 11月22日に、デウィルデ、ギルマーチンは向井蔵相、池田通産相と会見した。この会見は、世銀調査団が日本政府に対して、来日以降1ヵ月間の調査の結果を伝え、ガーナー副総裁の来日までに、日本側の案を修正させることが目的であった。

世銀調査団は、政府が立案した統一的長期計画にもとづいて投資需要量が査定されていない点、投資の優先順位が決まっていない点の不備を指摘した²⁸⁹⁾。また、日本の手持外貨が比較的潤沢であるにもかかわらず、日本がインパクト・ローンを要請することには十分な説明が必要であるとした²⁹⁰⁾。

大蔵省は、ガーナー副総裁の来日までに、案を練り直すことにした。どうしても必要なのは、電源開発と産業設備合理化のための資金だけであるとの理由から、この2分野に絞ることにし²⁹¹⁾、最終的には電源開発だけ

286) 『日本経済新聞』1952年10月22日。

287) 日本石炭鉱業連盟『石炭労働年鑑』昭和27・28年版、1953年、p. 5。

288) 『朝日新聞』1953年1月19日、1月20日。

289) 「[湯本武雄宛書簡]」（昭和27年12月26日 東条猛猪）[旧大蔵省資料]。

290) 『日本経済新聞』1952年11月23日、『朝日新聞』1952年11月23日。

291) 『日本経済新聞』1952年12月5日、『朝日新聞』1952年12月4日は、電源開発を第一に、石炭業や効果の確実な農業開発に重点を置く予定と伝えている。

を残した。

ガーナー副総裁の来日（1952年12月） 1952年12月4日にガーナー世銀副総裁が来日²⁹²⁾、政府の主要閣僚、財界代表などと懇談し、九州・関西を視察した後、12月19日に帰国した。

ガーナー副総裁も、訪日の目的は、日本の各界の代表者との懇談および現地視察により日本の実情を認識することであり、具体的な決定を下すためではないと言明した²⁹³⁾。

小笠原経済審議庁長官は、1952年12月9日にガーナー副総裁に書簡を送り²⁹⁴⁾、日本政府は国民所得と生産力の増大を通じて国民生活水準の向上と、国際収支の均衡を達成し、自立経済を実現するために、1957年までの5年間に国民所得の20%増大を目指していると述べた。そして、生産水準上昇の最大のネックは電力供給にあり、電源開発のためには、原料(お鉄鉱石、石炭、屑鉄、銅鉱石、食料、石油、砂糖、原綿など)の輸入に約3億2,100万ドルの外貨が必要であり、世銀に対し約3億2,000万ドルの融資を申し入れたいと述べた。

「昭和32年度経済表」(1953年2月) 世銀調査団は、統一的な長期計画が欠如していると指摘したが、それは、政府によりオーソライズされた正式の長期計画のことである。占領期から長期経済計画の試案は、何度も作成

292) 『日本経済新聞』1952年12月4日。

293) 『日本経済新聞』1952年12月4日。ガーナーは、11月19日、湯本武雄 IMF 理事に、「訪日は未だ具体的貸付案とは関係なく、現在渡日中の両調査員の報告を判断する上からも自ら現地で話を聞き又工場等を見るのが役に立つと思はれるので行くのであるから日本でその点に誤解を生じない様にしてほしい」と語った(『米報』昭和27年11月19日 [旧大蔵省資料])。

294) “On request for the Dollar Loan from the International Bank for Reconstruction and Development to the Power Development,” December 9, 1952 [旧大蔵省資料], “Japanese Government Request to the International Bank for Reconstruction and Development for a Power Loan of \$ 20Million,” December 16, 1952 [DOS 894 (Reel No. 30)].

されていた。しかし、正式の長期計画は、1955年12月の「経済自立5カ年計画」まで策定されなかった。世銀調査団に対し、日本の経済状態一般を説明し、外資導入希望総額の根拠を示す目的で提出された、「昭和32年度経済表」も、こうした正式ではない長期計画案の1つである（表12）。

この経済計画試案は、経済審議庁が作成した1953（昭和28）年度から1957（昭和32）年度までの5カ年計画案であり、世銀調査団の意見を容れて修正された²⁹⁵⁾。

目標年度（1957年度）の国際収支を示した表13によれば、輸入先をできるだけドル圏から東南アジア地域に切替えたとしても、ドル地域との貿易バランスは大幅な赤字となり、1957年度においてなお3億3,000万ドルの特需収入（進駐軍関係収入）を必要とする。また、表14の設備資金調達計画によれば、国内の資金だけでは、電力・鉄鋼・海運・機械工業・石炭等の各部門における生産力の増強、設備近代化に要する資金を賅い切れないので、計画期間中の5年間に1,140億円（約3億1,200万ドル）の設備資金を外資に仰ぐことを予定している。

すなわち、「昭和32年度経済表」は、5年間に3億1,200万ドルの外資と、最低年間3億3,000万ドルの特需収入²⁹⁶⁾の確保をアメリカ政府に対して要請する内容となっている。

「昭和32年度経済表」第1次案を、日本政府は1952年10月に来日した世銀調査団に示した²⁹⁷⁾。第1次案では、目標達成のための必要投資額を

295) 「昭和32年度経済表の総括的説明」（昭和28年2月18日 計画部試案）、「昭和32年度経済表（附表）」（昭和28年2月18日 計画部試案）総合研究開発機構（NIRA）戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部 戦後経済計画資料』第5巻、日本経済評論社、1997年、pp.237-293。なお、この資料と前掲『日本の経済計画』pp.168-175の「昭和32年度経済表」に関する記述に掲げられている数字とは若干、異なる。ここでは、『日本の経済計画』掲載の表を用いる。

296) 国際収支は、1952年度見込額と、1957年度の計画額が記載されているだけであり、各年度が示されているわけではない。特需は漸減するというこの計画の前提に立てば、1952年度から漸減して1957年度に3億3,000万ドルになるという想定であると解釈してよいだろう。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表12 「昭和32年度経済表」の輪郭

	単 位	1951年度 (実績)	1952年度 (A) (推定実績)	1957年度 (B) 経済表	$\frac{B}{A}$
国民所得	10億円	4,827	5,326	6,327	111.8
生活水準	1934~36年=100	86(暦年)	95	104	109.5
鉱工業生産	〃	130.2	135.3	170.0	125.5
石炭	千トン	46,490	48,060	55,000	114.0
鋼材(含伸鉄)	〃	4,968	4,786	5,000	104.5
綿糸	百万ポンド	75.2	72.0	791	100.0
硫安	千トン	1,779	1,891	2,300	121.5
農林水産生産	1934~36年=100	102.8	106.6	119.5	112.1
輸出数量	1951年=100	100	98.1	136.9	—
金額	百万ドル	140.5	115.0	157.0	136.0
輸入数量	1951年=100	100	109.8	135.8	—
金額	百万ドル	165.9	184.4	208.0	113
国際収支					
受取	百万ドル	240.8	224.1	228.8	102
支払	〃	184.4	218.7	228.5	105
バランス	〃	56.4	54	0	—
外航輸送量	千トン	9,893	14,970	25,520	170.5
国鉄貨物輸送量	百万トン	16.2	160	188	117.5
有業人口	千人	35,450	36,600	38,530	104.6
人口	〃	84,700	85,840	91,360	106.4

[注] 輸出入単価は1952年度推定は1952年3月現在の、1957年度推定は1952年9月現在の単価で産出。

[出所] 林雄二郎編『日本の経済計画』東洋経済新報社、1957年（新版、日本経済評論社、1997年）p. 168。

1953(昭和28)年度~57(昭和32)年度に5兆6,540億円、投資可能額を同期間に5兆4,450億円と見積もり、差額の2,090億円(約5億7,300万ドル)を外資に期待することになっていた。これについて、世銀調査団は、乗数効果を計算に入れて投資可能額を大きく見積もるとともに、投資需要額は

297) 「国際復興開発銀行調査使節団の調査について」(昭和27年12月1日) [旧大蔵省資料]。「世銀副総裁及び調査使節団来日の経過等について」 [旧大蔵省資料]。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表13 「昭和32年度経済表」による目標年度（1957年度）の国際収支計画
（単位 100万ドル）

	ドル地域	ポンド地域	オープン地域	合計
収入				
輸出（FOB）	463	595	512	1,570
貿易外収入	468	34	9	511
一般貿易外収入	138	34	9	181
進駐軍関係収入	330	—	—	330
名目上の運賃収入	121	43	43	207
合計	1,052	672	564	2,288
支出				
輸入（CIF）	900	664	516	2,080
輸入支払額	779	621	473	1,873
邦船積取りのため 支払節約となる分	121	43	43	207
貿易外支払	129	69	10	208
合計	1,029	733	526	2,288
バランス	(+) 23	(-) 61	(+) 38	0

[注] 名目上の運賃収入とは輸入を CIF 価格で計算したことから生ずる調整項目である。一般貿易外収入欄には輸出及び外国相互間貿易積取りによる運賃収入 78 百万ドルを含む。従って運賃収入合計は 285 百万ドルとなる。

[出所] 林雄二郎編「日本の経済計画」東洋経済新報社、1957年（新版、日本経済評論社、1997年）、p. 173。

緊要度の高いものに絞って削減し、外資期待額を抑えることを求めた。経済審議庁は、調査団の意見を容れて、前記のように差額を 1,200 億円（約 3 億 3,300 万ドル）以内に削減した。

ガーナー副総裁の対日評価 世銀調査団の報告書²⁹⁸⁾が提出されたのは、1953年6月18日であったが、その前に、ガーナー副総裁は、日本に対する評価を、いくつかの機会に述べている。

まず、ガーナーは離日時（1952年12月19日）の記者会見で、つぎのように述べた²⁹⁹⁾。

298) “Japan: Economic Situation and Prospects,” June 18, 1953 [旧大蔵省資料].

299) 「国際復興開発銀行副総裁ロバート・エル・ガーナー氏の新聞発表—1952年

1950年代前半における外資導入問題（下）

表 14 「昭和 32 年度経済表」による設備資金調達計画

（単位 10 億円）

	1952年度	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度	1957年度	1953～57 年度累計
国民所得	5,326 (100.0)	5,475 (102.8)	5,677 (106.6)	5,885 (110.5)	6,103 (114.6)	6,327 (118.8)	29,467
個人消費支出	3,615 (100.0)	3,694 (102.2)	3,817 (105.6)	3,940 (109.0)	4,070 (112.6)	4,204 (116.3)	19,725 —
設備投資可能額	951	999	1,051	1,106	1,163	1,221	5,540
設備投資必要額	923	1,071	1,102	1,140	1,167	1,174	5,654
外資必要額	—	92	51	34	4	△47	114

〔出所〕 林雄二郎編『日本の経済計画』東洋経済新報社、1957年（新版、日本経済評論社、1997年）p. 175。

- ① 日本への借款が可能かどうか、今、結論を出すことはできない。
- ② 日本は、非ドル地域の食糧・原材料の供給源を開拓すること、自国で食糧を増産することが必要である。
- ③ 南アジアへの援助（コロンボ・プランなど）により、南アジアの開発と生活水準の向上を図ることが、日本の市場拡大にもつながる。
- ④ 国内の貯蓄により資本不足に対処することが正常な道であり、貯蓄増強のために税制改正を行うことは望ましい。
- ⑤ 日本の投資計画は巨額すぎ、外資に期待しすぎる。投資の優先順位がつけられるべきである。

また、帰国後の12月23日に湯本武雄世銀理事に、ガーナーが語った要旨は以下の通りである³⁰⁰⁾。

12月19日（金曜日）〔旧大蔵省資料〕。要約は、『日本経済新聞』1952年12月20日に掲載。

- 300) 「ガーナー氏日本訪問感想一端御報告の件」（昭和27年12月23日 新木栄吉駐米大使宛 湯本武雄書簡）〔旧大蔵省資料〕。ガーナー副総裁は、1953年1月13日の世銀理事会で、日本訪問に関する報告を行ったが、内容的には上記の婦米談の方が率直に語っている（「ガーナー氏の日本訪問に関する報告」（昭和28年1月13日 向井忠清蔵相宛 国際復興開発銀行理事湯本武雄書簡）〔旧大蔵省資料〕）。また、1月21日の日本経済新聞社の記者のガーナー副総裁との会見が、『日本経済新聞』1953年1月23日に掲載されて

1950年代前半における外資導入問題（下）

- 1 各大臣、各主要実業家各政党代表等と会談したが、各自種々の計画を示され、且その計画額は巨額に昇り、日本側でも融資順位を考うべきである。
- 2 かかる巨額の計画の資金は、出来る限り自国資金で調達し、然も此の資金の割当も順位に応じ無駄なき様割当つる様考究すべきである。
- 3 航空事業やTV事業は、プレステッジとして起さんとする考の如きなるも、前者は経営決して容易ならざるべく、後者は日本の国民所得では実現困難であると思う。
- 4 日本の経済上の問題は原料の獲得とコストの切下にあると思う。
- 5 コストの切下については戦時中コストにおかまいなしに経営する癖が各国で流行した結果でもあろうが、日本に於いても此の点更に一段の努力を要す。
- 6 産業施設の合理化は結構であるが、米国の如く労働力の少き所でレーバ－・セービングの為に使う機械は必ずしも日本に適するとは云えぬ。日本の必要とするものは製品の品質を向上させるものでなくてはならぬ。殊に製鋼設備に於て之を感じる。
- 7 日本の経済問題は日本独りで解決出来る問題でない。生きる為の輸出促進は相手国の輸入態度如何に左右される。各国との協力が必要だ。
- 8 労働問題は最近注目すべき事象である。原安三郎氏と此の問題につき話をしたが、同氏は労働者の団体交渉につき訓練していると言われたが、日本の労働者は未だ、此の点につき訓練が足らぬ様で、一層の訓練が必要と思う。
- 9 首相とは出発の前日一時間程話をした。視野の広い人だと思った。
- 10 日本の人々に米国の政策云々と云はれるが、世界銀行は米国政府の機関でないからその政策によって貸付方針をきめるものではないと説明した。
- 11 自分は、好い顔をするのには、お世辞を云う方がよいが、真の友人としては率直に意見を述べるべきだと思って、かかる意見を述べた所、皆賛成と云って居た。然しその通り思っているかどうかと思ったこともあった。
- 12 日本の新聞記者はインテレチュアルの質問をして決して感じは悪くない。

いる。

かった。

13 日本人のホスピタリティーは余り寛大で閉口した

ガーナー副総裁とデウィルデは、さらに、それから半年後の1953年6月2日に、ニューヨーク外交協会の非公開会合で、日本経済に関する講演を行った。講演の結論は以下のように、上記の記者会見・談話の内容をより一般的な形で纏めている³⁰¹⁾。

現在の日本には、1. 財政投資及び民間金融、2. 資金の運用方法ならびに使用目的、3. 課税制度の3点において、大きな改善の余地がある。日本においては、資本に対する需要はほとんど無限である。現在健全な計画を多くもっているが、経済全体の立場から優先順位をつける機構は未だ樹立されていない。一方日本は、技術や経営上の知識等無体資本の輸入を必要としている。しかしこれらに対し、将来多年にわたって向けられるであろう米国の対日援助が明るい要因として存在する。

この講演のなかで、ガーナー副総裁は、日本政府が投資のための総合計画を軽視していることについて、「わたしは投資の優先順位決定機関のようなものを日本政府に勧告したが、常にかねらば計画経済よりも自由経済を望むという理由で反対した。しかしわたくしは、政府の手によって民間投資を重要部門に振り向けることと自由経済との間に、なんの矛盾も見出し得ない」と強く批判した³⁰²⁾。また、日本に対して経済援助が安易に与えられると、日本が自助努力を怠る懸念があるとして、「日本への直接的な投資よりも、オーストラリアやインドのごとき第三国の開発を進める方が日本にとってより有利な方法ではないかと考えている」とも述べた³⁰³⁾。

301) 稲葉秀三監修『世界銀行の対日投資』黄土社、1955年、pp. 40-41。

302) 同上書、p. 37。

303) 同上書、p. 40。大蔵省は、ガーナー副総裁の講演に対して、詳細な反論を用意した。反論のなかで、この点については、「第三国（オーストラリア、イ

5 世銀火力借款の実現

(1) 借款要請事業の重点化

高碓電源開発総裁の渡米（1952年11月） 政府は、世銀調査団の来日が決まったこと、外債処理問題が一応の決着を見たこと、電源開発地点別の具体的計画が纏まったことなどの理由から、具体的な外資導入交渉を行う時期が来たと判断し、高碓達之助電源開発総裁をアメリカに派遣することとした³⁰⁴⁾。11月24日にワシントンに到着した高碓は、「電源開発には5カ年計画で8億ドルの資金が必要だが、これを国内資本で賄えばそれだけの円が固定する、したがってその裏付となる外資がなければ安心して開発が行えない。電源開発のために直接何億ドル借りるというのではなく、クレジットのワクをくれというのが私の使命だ」と語った³⁰⁵⁾。

高碓は、別の重要な目的を持っていた。それは、日印合弁の製鉄会社設立構想の実現である。

この構想は、日米経済協力構想で唱えられた「東南アジア開発」の有望なプランとして期待された。発端は、1951年初めにGHQ/SCAP 経済科学局のモローが、日本がインドの製鉄業に援助を行い、安価な鉄鉄を輸入する構想を、日本の関係者に語ったことにあった³⁰⁶⁾。この構想は、1951年3月の富士製鉄太田慶三の渡印、1952年4月の富士製鉄浅田譲の現地視察を経て具体化し、エトナ・スタンダード・エンジニア社（アメリカの

ンド等）の開発促進は、直接援助と同様に日本にとって有益であるが我国経済自立の確立、日米経済協力推進のためには、経済規模の一層の拡大を必要とする。然し、現段階においては電力の供給不足が我国生産増強の最大の隘路となっており、これを打開しない限り、経済規模の拡大は困難である。従って東南アジア開発に対する日本の協力ということの必要性もさることながら、世界銀行よりの直接援助による電源開発は最も緊急を要する」と述べて、電源開発のための外資導入の重要性を強調した（「紐育外交会におけるガナー副総裁演説に対する大蔵省の意見（未定稿）」昭和28年7月〔旧大蔵省資料〕）。

304) 『朝日新聞』1952年10月16日。

305) 『日本経済新聞』1952年11月26日。

306) 『日本経済新聞』1953年2月11日。

機械メーカー)³⁰⁷⁾の子会社日本エトナ社長であった高碓達之助が「高碓構想」として纏め上げた。

この構想には、インドから安価な銑鉄を輸入する計画と、インドの製鉄所への出資・技術協力の見返りとしてインド側が鉄鉱石を日本に供給する計画の2つが含まれていた。原料確保は、当時の日本鉄鋼業にとっての死活問題であったから、原料輸入には全メーカーが賛成したが、銑鉄輸入には一貫製鉄3社（八幡・富士・日本鋼管）が警戒感を抱き、当初は一貫3社（とくに八幡製鉄）は「高碓構想」に反対した³⁰⁸⁾。池田蔵相らがこの構想を強く支持し³⁰⁹⁾、岡崎外相もインド政府に対してこの構想に協力すると言明したので³¹⁰⁾、一貫3社も消極的ながら賛成に回り³¹¹⁾、1952年6月初めまでに、鉄鋼各社が合同で出資会社を作ることでほぼ話がついた³¹²⁾。し

307) エトナ社は、1952年10月～12月に、日本政府の要請により、日本鉄鋼業の技術調査を行っている（日本鉄鋼連盟編『日本鉄鋼史』1959年、pp. 142-143）。

308) この問題についての、鉄鋼業界の意見については、「座談会 日印提携をめぐる一現地の実情と高碓案を検討する」『鉄鋼界』1952年7月号、pp. 8-18も参照。

309) この問題については、1952年5月14日に、経済同友会懇談会において、池田蔵相と鉄鋼企業経営者との間で、つぎのような興味深いやりとりがあった（『朝日新聞』1952年5月15日）。

「蔵相：（中略）高碓達之助氏のインドの鉄鉱石開発問題についても、安い銑鉄が入ってきて打撃を受ける銑鋼一貫メーカーが反対だときいたので、かれらがつぶれ、平炉メーカーだけになっても、安い銑鉄が入れば国民経済にプラスだからやるべきだと主張した。インドの鉄鋼生産がふえ、民度が向上すれば、日本の紡績製品の輸出も増加する。

藤井丙午氏（八幡製鉄常務）：それは暴論だ。現在、日本の銑鉄が高いのは政治的な原因から大陸の鉄鉱石や粘結炭が入らず、アメリカから運賃の高い原料を入れているからだ。

蔵相：「中共貿易が再開したら……」とはよくいわれるが、昔の権益もっていた当時の大陸と、いまの中共政府下の大陸とは大違いだ。

加藤友治氏（富士製鉄取締役）：インドの鉄鉱も敏速に、大量に開発するには鉄道を敷設する必要がある。また銑鉄とともに鉄鉱石も輸入できるようにすべきだ。

蔵相：その通りの構想だ。インドの鉄鉱開発にはアメリカ資本の参加も必要と考え、目下アメリカの輸出入銀行に四分の一の資本参加をすすめている。」

310) 『日本経済新聞』1953年2月11日。

311) 『朝日新聞』1952年5月9日。

312) 『日本経済新聞』1952年6月5日。

かし、その後も一貫メーカーが積極的に協力しなかったので、9月には吉田首相が「高碕構想」支持を表明し、後押しした³¹³⁾。このように、政府主導で日本側の案は出来上がった。

この案を持って11月末に渡米した高碕は、アメリカで、インド工業次官のデサイおよびブラック世銀総裁と交渉を行った³¹⁴⁾。銑鉄の価格をめぐって、原価主義を主張する高碕と、国際価格を主張するデサイとが対立し、一時は会談が決裂しかけたが³¹⁵⁾、翌年1月初めによりやく諒解が成立した³¹⁶⁾。

この会談でまとまった計画は、鉄鉱石の産地のオリッサ州に日産1,200トンの高炉2基を建設し、1基の高炉が生産する約40万トンの銑鉄を日本が購入し、もう1基は銑鋼一貫とするというものであった。資本金5,000万ドルはインドの出資比率51%、日本の出資比率49%とし、世銀から5,000万ドルの借款を仰ぐことになっていた³¹⁷⁾。

日本側は1月27日に官民合同調査団（団長 林甚之丞日本鋼管会長）の団員を決定し³¹⁸⁾、準備を整えたが、2月5日になって、インド側が突然、日印合弁製鉄会社設立の交渉を打切ると通告³¹⁹⁾、この構想は白紙還元されることとなった。

日印合弁製鉄会社問題で注目されるのは、世銀・米國務省がこの構想に強い関心を抱いたことである³²⁰⁾。國務省のヘメンディングーは、渡辺公使に対して、「米国政府として本件成立が極めて望ましいと考えており、

313) 『朝日新聞』1952年9月10日。

314) 前掲『高碕達之助集』上、pp. 171-175。

315) 『日本経済新聞』1952年12月8日。

316) 『朝日新聞』1953年1月10日。

317) 『日本経済新聞』1953年1月10日、『朝日新聞』1953年1月10日。鉄鉱石の輸入は、この計画とは一応、切り離され、別に折衝することとなった（「日印製鉄会社問題」（昭和27年12月1日 渡辺公使）[旧大蔵省資料]）。

318) 『朝日新聞』1953年1月28日。

319) 『朝日新聞』1953年2月6日（夕刊）。

320) 「[大蔵省為替局長] 東条猛猪宛書簡」（昭和27年12月3日 渡辺武）[旧大蔵省資料]。

その成立のために何等か助力する必要があるれば知らせて欲しい」と申し出た³²¹⁾。日本と東南アジア・南アジアとの関係強化については、アメリカ政府のみならず、世銀もこれを推進したいと考えていたことは、前記のガーナー発言や、後述のガーナー、デウィルデの見解からも窺うことができる。

世銀と国務省との調整 アイゼンハワー政権が成立すると、世銀のブラック総裁 (Engine R. Black) は、かねてからの EXIM との紛争解決し、世銀加盟国に対する開発融資をすべて掌中に収めようと、一挙に攻勢に出た³²²⁾。

2月18日、世銀のガーナー副総裁は国務省を訪れ、対日借款問題についてアリソン国務次官補（極東問題担当）らと会談したのは、そうした世銀の行動の一環であった³²³⁾。

ガーナーは、対日借款を行うかどうかの判断は、他の国の融資案件よりも、はるかにアメリカ政府の政策如何による部分が大い、アメリカ政府が経済援助を企画しているかどうか、EXIM が何を行うのか、ガリオア返済と賠償はどうなるのか、防衛措置の経済への影響はどうかなどを知りたいと述べた。

アリソンが、どのくらいの金額を貸す積りかと尋ねると、ガーナーは、合計1億ドル程度の複数のプロジェクト・ローンを考えていると答えた。電力事業への融資が緊急であることには広汎な合意があるが、世銀としては、融資が複数の分野に及べば、世銀は影響力を発揮しやすいとし、具体

321) 「国務省ヘンメンディングー氏と渡辺公使との会談覚」（昭和27年12月18日）[旧大蔵省資料]。

322) 2月10日に、ブラック世銀総裁は、国務省経済局のリンダー (Linder)、国務省金融開発局コーベットと、世銀と EXIM、国務省との関係について協議している (“Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Financial and Development Policy (Corbett),” February 10, 1953 [FRUS 1952-54, Vol. 1 Part1, pp. 265-266])。

323) “Possible Loan to Japan by the IBRD – Memorandum of Conversation,” February 18, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

的には鉄道電化事業の可能性を、ガーナーは示唆した。また、日本にとって真に有望なのは、南・東南アジアとの経済関係の樹立であると述べ、これらの地域のいずれかの国のプロジェクトで、日本にとっても有益なものに融資することで、日本とこれらの地域の関係強化に貢献できようとも付け加えた。

アリソンは、対日借款について、アメリカ政府と世銀との間での協調が必要だと述べ、ガーナーはこれに同意した。

3月18日に、国務省はガーナーの提起した点について、さらに世銀の意見を聞くためにデウィルデを招いた³²⁴⁾。

第1に、アメリカ政府と世銀との関係について、デウィルデは、次のように述べた。

世銀が日本に融資する場合には、日本に対しては、経済を強化するような政策を採用することを要請し、アメリカに対しては、これらの政策の実現を日本側に対して迫ることを望むだろう。重要なことは、日本が自国の資源をもっとも有効に活用することであり、そのためには公共投資に優先順位をつける必要がある。東京―神戸間の高速道路建設などは非効率な資源の利用であり、電力、鉄道電化、造船が優先されなければならない。また、高水準の課税を維持し、退役軍人への恩給などの問題のある歳出は削減すべきである。そのためには、対日長期借款の限度について、世銀はアメリカ政府と合意しておかなければならない。また、対日融資機関は1つでなければならない。

これに対して、国務省側は、日本は世銀の融資であれば、国際的な支援の現れだと受け止め、条件が付いていても呑みやすいただろうから、アメリカ政府は世銀が融資することを望むと答えた。

第2に、デウィルデは、特需の継続の長期的見通し、日本再軍備につい

324) "IBRD Loan to Japan – Memorandum of Conversation," March 18, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

てのアメリカ政府の政策、および再軍備計画が実施された場合に日本の外貨ポジションがどの程度悪化するかを知りたいと述べた。

第3に、南アジア・東南アジアの資源開発のために、世銀とアメリカ政府が協調して、プロジェクトを推進することをデウィルデは希望した。

対日融資額について、デウィルデは、長期・多額の融資に世銀は慎重だが、融資額は日本の投資計画に影響を及ぼすことが出来るだけの規模でなければならないと思うと述べた。融資した資金の用途については、世銀は柔軟に考えており、特定のプロジェクトに直接・間接に必要な外貨でも、国内の資金不足を補うためでも良いとした。

国務省極東局および駐日アメリカ大使館は、世銀借款は「日本政府と産業に対して大きな心理的な効果を及ぼし、日本経済の将来についてアメリカが関心を持ち続けていることの明らかな証」³²⁵⁾となるだろうと考えた。そこで、極東局のマクラーキンは、日本への借款に対して「あまり熱意のない」³²⁶⁾ 国務省国際金融開発局 (Office of International Financial and Development Affairs, OFD) を説得することにした。マクラーキンは、国際金融開発局のコーベット (Jack Corbett) につぎの提案を行った³²⁷⁾。

- ① 世銀を対日借款の主たる担当機関とする。
- ② EXIM は対日短期借款を引き続き行うことが認められる。
- ③ 日本政府が正当な理由を付するならば、3億ドル規模の世銀借款は実施されるべきである。
- ⑤ 対日借款についての条件を詰めるために、NAC は世銀代表と協議するためのワーキング・グループを設けるべきである。

325) “Letter from Frank A. Waring, Counselor of Embassy for Economic Affairs, to Robert J.G. McClurkin, Acting Director, Office of Northeast Asian Affairs, Department of State,” March 30, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

326) “Loan to Japan – Office Memorandum from McClurkin to Allison,” March 9, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

327) *Ibid.*, “United States Policy on Loan to Japan – Office Memorandum from Robert & McClurkin to Jack Corbett,” March 6, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

1950年代前半における外資導入問題（下）

- ⑥ 以上の意見を世銀に送り、世銀が日本とともに、健全な投資計画を立案するように示唆すべきである。

世銀要請額の縮小（1953年3月） この間、日本政府の側では、世銀が受け入れやすい規模に、借款要請額を縮小する作業が行われた。

1953年2月5日、デウィルデ、ギルマーチンは渡辺駐米公使を訪れ、非公式にアメリカ政府の対外政策との調整を図る必要もあるので、世銀の対日融資方針の決定までには、なお時間を要する旨を伝えた。翌2月6日、新木駐米大使は、日本政府に電報を送り、世銀が対日融資方針を決定する前に、世銀が受け入れやすく、かつ、日本の必要を満たすに足る実際的な案を作成するのが良いと示唆した³²⁸⁾。

通産省は早速、世銀への外資要請額を1億2,000万ドル程度とする電源開発外資導入計画を策定した³²⁹⁾。世銀調査団に示した案（1952年11月）の8地点を3地点に絞り、佐久間を第1順位、御母衣を第2順位、上椎葉を第3順位とした。

表 15 世銀に対する融資要請額（1953年4月）

地 点	最大出力 千KW	年間発生 電 力 量 百万KWH	総 額		1953年度	1954年度	1955年度
			百万円	千ドル	百万円	百万円	百万円
佐久間	360	1,500	24,738	68,717	7,428	8,717	8,593
御母衣	142	839	17,083	47,453	5,105	5,859	6,118
上椎葉	90	252	10,797	6,000	7,866	2,930	—
合計	592	2,591	52,618	122,170	20,400	17,507	14,712

[注] 佐久間、御母衣は所要資金の全額、上椎葉は所要資金の1/5。

[出所] 「世界銀行からの質問に対する回答について」（為替局 昭和28年4月2日）[旧大蔵省資料]

328) 「世界銀行の融資に関する件」（昭和28年2月6日 岡崎外相宛 新木大使電信）[旧大蔵省資料]。

329) 『日本経済新聞』1953年2月25日。佐久間は260億円から247億円へ減額、御母衣は165億円から171億円に増額、上椎葉は94億円から22億円に減額された。

1950年代前半における外資導入問題（下）

1953年3月20日、最高経済会議は電源開発外資導入を最優先順位と決定した。この決定を受けて、外務省は新木駐米大使に、世銀との交渉を開始するように指示した³³⁰⁾。電源開発地点は、佐久間、御母衣、上椎葉の3地点、融資要請の予定額は1億2,217万ドルであった（表15）。

吉田首相のマーフィー大使宛書簡（1953年4月） 4月2日、吉田首相はマーフィー駐日大使を大磯に招いて、書簡を手渡した³³¹⁾。そのなかで、この日本政府は、電源開発事業を最優先に世銀に借款を申請することになったと述べ、アメリカ政府に助力を求めた³³²⁾。

この書簡は、①世銀借款、②南西諸島（奄美大島など）の返還、③戦犯の刑期短縮の3項目について、アメリカ政府が善処する旨の声明を出してほしいという内容であり、「私が申し上げたような線でアメリカ政府が声明を出して下さることは、わが党が選挙において勝利を確実にするのに大いに効果があるでしょう。この声明が有効であるためには、来週の末頃（4月10日）までに出される必要があります。どうかご助力下さい」と結

330) 「世界銀行からの質問に対する回答について」（昭和28年4月2日 為替局）[旧大蔵省資料]。

331) 「外資導入、西南諸島問題に関しダレス長官へ申入訓令電報に関する件」（昭和28年4月9日、岡崎大臣発 在米新木大使宛電信）[外務省外交史料館公開資料 A'1.4.1.1]。

332) “Various Matter Relating to Japan – Memorandum of Conversation,” May 14, 1953, TAB 4 [Records of the U.S. Department of State, Political Relations between US & Japan (以下、DOS-PR と略す) Reel No.3]。この要請は、石井修『冷戦と日米関係』ジャパンタイムズ、1989年、p. 203 がつとに紹介している。なお、吉田首相は1952年6月23日の箱根におけるマーフィー大使との会談の際にも、「対日経済援助に就き水力電気、自動車道路開設のため、外資を是非とも実現するよう努力されたく、これが実現するにおいては来るべき総選挙において我党の勝利は確かなる見込あり」と、マーフィーに要請した（「支那、朝鮮問題に関する吉田総理、マーフィ米国大使会談の件」岡崎外務大臣発 在米新木大使宛電信）[外務省外交史料館公開資料 A'1.4.1.1]。同様の例については、池田慎太郎「苦悩のなかのイニシアチブ—ジョン・アリソンと吉田政権の崩壊」『筑波法政』23（1997年9月）p. 170, 注(2)を参照。

ばれている。

3月13日にいわゆる「バカヤロー解散」が行われ、4月19日の総選挙に向けて、吉田の自由党は政権維持を賭けて、選挙戦を戦っている最中であつた。吉田政権は、1952年10月の総選挙での自由党の後退、その後の事実上の分裂（「民主化同盟」の結成）により、この頃には著しく弱体化していた。

在米日本大使館を通じての再三の督促により³³³⁾、4月14日にロバートソン国務次官補から、「(イ)西南諸島の問題は軍事上の理由があり、このところ1週間位の短時日では、到底申出のようなラインの決定に漕ぎつけることは不可能である。(ロ)外資導入の問題は、世界銀行が慎重に考究中であり、これを国務省が過早に横から干渉するが如き措置を行うことは、今後の話合進行に逆効果を来す虞れがある。(ハ)又戦犯問題は種々研究の結果、矢張り司法手続にこれを委す外ないとの結論に達した」が、翌4月15日に「日本の経済と将来に対するアメリカの考え方」を公表する予定であるとの返答を得た³³⁴⁾。声明は、4月19日の総選挙にかりうじて間に合った。

4月15日の国務省声明は、「日本経済の安定はアメリカの重大関心」であり、「日本における米国の総支出額」（特需のことを指す）は少なくとも今後2年間は比較的高水準を維持するであろう、という内容であつた³³⁵⁾。

333) 新木大使は、4月9日、吉田首相の指示を国務省のロバートソン国務次官補に伝え、善処を求めた（“Dulles to Amembassy Tokyo,” April 9, 1953 [DOS 894 (Reel No. 30)].）。4月16日に、渡辺武公使は、「外務省から選挙前に世界銀行の融資について何等かのコミットを貰う様努力すべき旨指示があり大使からロバートソンに申し入れられたが、現在その段階にまで達して居らず、先方が乗って来ないので一案として外貨不足の際も捨て置くことがない旨の声明を要求しては如何と大使に示唆し、大使から申し入れられ、これに先方が乗ってきて国務省の発表となった次第である」と伝えている（「米報第15号（昭和28年4月16日）」）。

334) 「外書導入西南諸島問題に関しダレス長官へ申入訓令の件」（昭和28年4月14日 新木大使発 岡崎大臣宛電信）[外務省外交史料館公開資料 A' 1.4.1.1]

335) “Letter from Robert Murphy to Mr. Minister,” April 15, 1953 [外務省外交史料館公開資料 A' 1.4.1.1], 『日本経済新聞』1953年4月17日。

この声明は、日本国内では、アメリカ政府が特需継続を2年間保証したものと受け止められた。

左派社会党鈴木茂三郎委員長は、「米政府の吉田自由党を有利にせんがためのゼスチャー」と批判したが、福永官房長官は、「声明は日本の財界、経済界の不安感を取除くことが目的で総選挙とは関係がない」とこれを否定し、佐藤自由党幹事長は、「自由党内閣に対する援護射撃のようにいうのは、米国の好意を無にする、いわれなき言いがかりである」と反論した³³⁶⁾。財界は、安堵の色を示しつつも、「この際、特需依存的な考え方を改め、真剣な輸出振興策を確立すべきだ」とした³³⁷⁾。金融界は、特需2年間の保証に頼りすぎれば、日本経済は大きなマイナスを蒙ることになる、政府は、早期に合理化と産業構造再編成を達成するという気構えで施策を実施してほしいと要望した³³⁸⁾。

しかし、この声明は吉田政権の信頼回復にはつながらず、総選挙では自由党は、前回の選挙に引続いて後退した。選挙後の4月22日には、経済4団体（経団連、日商、日経連、同友会）は、「安定政権確立に関する要望」を決定しており³³⁹⁾、吉田の指導力に対する財界の信頼も大きく揺らいでいた。野党が改進黨党首の重光葵を担ごうとする「重光首班工作」なども起き、組閣までには紆余曲折があったが、吉田はかろうじて政権を継続することができた（5月21日、第5次吉田内閣発足）。

（2）火力借款の世銀への移行

対日借款をめぐる世銀と EXIM との対立（1953年4月～5月） 対日借款の担当機関の問題は、具体的な案件である火力借款の取り扱いをめぐる世銀と EXIM との紛争に発展した。

336) 『日本経済新聞』1953年4月17日、『朝日新聞』1953年4月17日。

337) 『朝日新聞』1953年4月17日。

338) 『金融財政事情』1953年4月27日号，p. 6。

339) 『朝日新聞』1953年4月22日。

1950年代前半における外資導入問題（下）

世銀は、当初は EXIM の対日火力借款について、とくに問題にしていなかったが、その後、具体的内容が明らかになると、異議を唱えた。融資金額が予想よりも大きいこと、貸付期間が短期ではなく15年間であること、貸出先が私企業ではなく、日本の政府機関であること、などが世銀の領域を侵すことになるとした。国務省極東局は、対日長期借款は世銀が行うべきであるが、今回の火力借款のみは EXIM に担当させようと考えていたが、4月24日の EXIM の会議において、国務省経済問題担当補佐官リンダーは、この案件は世銀に移管すべきだと主張した。また、財務省も、他の融資機関を利用できる場合に、EXIM が借款を供与することには、財政負担の面から反対であった³⁴⁰⁾。

5月14日に、世銀総裁ブラックと国務省・財務省関係者との会談が行なわれ、その席でブラック総裁は、もしも日本が EXIM から借款を得るならば、日本への融資から手を引くと強い口調で述べた³⁴¹⁾。国務省側は、日本はこの借款を強く望んでおり、日米関係はいくつかの難問を抱えている折に、さらにもう1つの問題を引き起こしたくないと、ブラック総裁に再考を求めた。

5月28日、ガーナー世銀副総裁は、以下の世銀決定をロバートソン国務次官補に伝えた³⁴²⁾。

- ① 世銀は4,000万ドルの火力借款を引き継ぐ。
- ② すぐに借款が実現しない場合には、繋ぎ融資を斡旋する。

340) "Policy on Loans to Japan – Memorandum by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson)," April 28, 1953 [*FRUS 1952-54*, Vol. 14, pp. 1416-1418].

341) "Loan to Japan – Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young)," May 14, 1953 [*FRUS 1952-54*, Vol. 14, pp. 1421-1423].

342) "Japan's Application for Electric Power Loans-Memorandum of Conversation by the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson)," May 28, 1953 [*FRUS 1952-54*, Vol. 14, pp. 1427-1428].

1950年代前半における外資導入問題（下）

- ③ 世銀は、日本に対する唯一の銀行は世銀であると信ずる。世銀が融資を実施する場合には、日本政府が緊縮財政政策を推進するための日本政府との合意を成立させる。
- ④ 現在のところ、世銀の日本への融資枠は1億ドルとする。
- ⑤ 1億ドルの40%を火力借款で使うかどうかは、日本政府の責任で決めるべきことである。
- ⑥ 世銀は、当然、ウェスティングハウス社とGE社が設備を納入すべきだと判断し、入札は実施しない。
- ⑦ 世銀は火力借款供与のための準備を行なうが、日本政府は自己の責任において、事業計画の優先順位を決めなければならない。

火力借款、EXIM から世銀へ（1953年6月）日本が世銀に加盟した際（1952年8月）に、ブラック総裁は渡辺公使を呼んで、「日本が世界銀行に加盟した以上、設備資金について他の銀行からも借入を行い、所謂ショッピングを為すことは世界銀行として好ましからざるところである」と述べた³⁴³⁾。渡辺は、すでに進行中の火力三社とEXIMとの交渉を振り出しに戻すことを避けたいと考え、ブラック総裁やアメリカ政府関係者の三電力会社借款交渉を継続することの了解を求めた。渡辺は、この申出が認められたものと受け取った³⁴⁴⁾。

ところが、1953年5月7日、新木栄吉駐米大使が、水力発電の融資の件でブラック総裁に面会したところ、ブラック総裁は、「火力融資を輸出入銀行より行う場合においては、世界銀行は少なくともその金額だけ水力融資申請額より削減する方針であり、日本政府は世界銀行より融資を受け

343) 「米報第22号 火力発電設備融資問題に関する件」(昭28年6月3日 渡辺公使記) [旧大蔵省資料]。

344) この点は、渡辺の誤解だったのではないと思われる。ブラックは、渡辺に対して、借入先としてEXIMを選ぶならば、世銀は対日借款を考慮できないと伝えたと述べている (“Loan to Japan – Memorandum of Conversation,” May 14, 1953”。

る希望を有するならば、輸出入銀行との話を打切るべき」であると述べた³⁴⁵⁾。

ブラック総裁の強硬な態度に動転した渡辺公使は、早速翌日5月8日、国務省に対して、世銀・EXIMと日本との関係を斡旋してくれるように依頼した³⁴⁶⁾。5月下旬、国務省は日本側に対し、火力借款について世銀との交渉を始めてはどうかと示唆した。渡辺は、今更、世銀に借款申請することをためらったが、国務省側の強い要請により、5月25日に世銀のデウィルデと非公式に面会した。

5月29日、国務省のヘメンディングーは、日本大使館につきのような世銀の意向を伝えた³⁴⁷⁾。

- ① 火力借款については、6週間以内に話をまとめる用意がある。
- ② 必要ならば、世銀は繋ぎ融資を米市銀から受けられるよう助力する用意がある³⁴⁸⁾。
- ③ 世銀の融資対象計画については、国際入札が原則であるが、今回は、ウェスティングハウス社およびGE社からの買入を認める。
- ④ 今後の設備資金供給については、世銀を唯一の貸出機関としたい。

5月30日、国務省のヤング東北アジア局長は渡辺に対して、前日の内容を補足して、世銀は火力借款を含めて1億ドルまで日本に対して長期融資を行う用意がある、と述べた³⁴⁹⁾。

6月2日、新木駐米大使は、世銀のガーナー副総裁を訪問し、火力発電

345) 前掲「米報第22号 火力発電設備融資問題に関する件」。

346) “Loan to Japan – Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young),” May 8, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

347) 同上資料および、前掲『国際復興開発銀行火力借款』, p. 6。

348) 6月2日に新木大使がガーナー世銀副総裁と面会した際には、繋ぎ融資については日本側が独自に行うべきで、世銀は斡旋できないと述べた。

349) 前掲「米報第22号 火力発電設備融資問題に関する件」, “Thermal Power Loan to Japan by the IBRD – Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young),” May 29, May 30, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)].

設備に関する借款の正式申請を行った³⁵⁰⁾。

1億ドルの融資枠の提示（1953年6月） 6月2日のガーナー世銀副総裁と新木大使との会談では、5月30日に国務省のヤングが示唆した、1億ドルの世銀融資枠について次のような話が交わされた³⁵¹⁾。

新木大使が、日本に対する1億ドルの融資枠について質問したのに対して、ガーナー副総裁は、クレジット・ラインを約束することになるので、世銀は特定の総額を示すことは好まないが、日本において、世銀融資に対する過大な期待があることを考慮して、約1億ドルという目標値を示すのが適当だと考えた次第だと答えた。また、1億ドルという目標値は、将来、日本がこれ以上の融資を求めることを妨げるものではないと付け加えた。

また、ガーナーは、世銀はいずれの国についても、健全な経済・金融政策が秩序正しく遂行されることに関心を持っており、世銀の融資政策は日本の行う経済・金融政策如何によって決まるのであるから、日本政府の全体的な計画と政策について話し合う機会を持ちたいと述べた。

さらに、世銀の融資は、原則的には、特定のプロジェクトの設備・サービスに直接必要とされる外貨支出に限られ、この原則を外れたプロジェクトが認められたケースは極めて稀である、日本の求めている水力電源開発の借款は、この事業が直接的に外貨をほとんど必要としない点が問題である、と説明した。

渡辺は、世銀から1億ドルの目標値を引き出したことは、大きな成果であり、それは、国務省の圧力によるものだと評価し、大蔵省に次のように書いて送った³⁵²⁾。

350) 『朝日新聞』1953年6月4日。

351) “Conversation with Japanese Ambassador on Bank Financing in Japan; June 2, 1953” [旧大蔵省資料]、「世界銀行からの火力発電融資について（6月3日駐米大使から外務大臣来電）」[旧大蔵省資料]。

352) 「米報第23号（昭28/6/5）」[旧大蔵省資料]。

1950年代前半における外資導入問題（下）

- 1 火力の話はこれで一応軌道にのり進行するものと思はれるが、国務省の対日考慮に基づくプレッシャーもあって、世界銀行が前例のない一億弗といふ数字を一応の目標額とはいふものの、とに角言明したことは拾ひものともいふことが出来る。先方に対しては一億では不足である旨話してあるが、小生の感じではよくここまで述べたものと思ふ。
- 2 ついてはこのほとぼりのさめぬうちに火力の次の話をもちこむ必要があると考へる。今のうちに二の矢を用意することが大切である。二の矢が具体化するのよほど時間がかかると考へるが火力が出来たとき、やれやれと双方で気を抜くとあとの話が持ち出しにくくなる。

世銀がインパクト・ローンを好まないならば、作戦を変えて、1億ドルの融資枠のうち、火力借款4,000万ドルを除いた6,000万ドルの融資形態については、必ずしも水力電源開発事業にこだわらずに、柔軟に交渉を進める必要がある。

渡辺は、大蔵省に対して、私案として、以下の3通りの選択肢を示した³⁵³⁾。

第1は、既定の方針通り1億2,000万ドルの水力融資を要請し、そのうち6,000万ドルの融資を2年以内に受けることである。

第2は、世銀融資を受ける便宜上、世銀が好意的である炭鉱開発、農業生産増強施設等の計画に切替える。

第3は、水力開発事業への世銀融資導入という方針は変えないが、3発電所の建設費用ではなく、水力事業全体に要する工用機械、技術者、建設に間接的に必要な原材料（鉄鉱石・粘結炭）の総額を根拠にして融資を申請する。

353) 「財第1032号交信写（昭和28.6.9付）外務大臣宛 在アメリカ特命全権大使発」[旧大蔵省資料]、「資料タイトルなし（昭和28年6月13日付）」[旧大蔵省資料]。

電源開発（株）の米市銀短期借款成立（1953年6月） この間、電源開発(株)は、独自に借款交渉を始めていた。

前述したように、高碕達之助電源開発(株)総裁は、1952年11月に日印合弁製鉄所設立のための交渉等の目的で渡米した。その際に、世銀に対して電源開発借款の可能性の打診もした³⁵⁴⁾。

その際に世銀からは計画の杜撰さを指摘された。そこで、1953年3月までに、電源開発(株)は世銀に提出するために、具体的資金計画を盛り込んだ資料を整えた³⁵⁵⁾。そして4月に、高碕総裁は、世銀に対し「電力10カ年計画」を示し、年間3,000万ドル、10年間で3億ドルの借款を打診した³⁵⁶⁾。

これとは別に、1952年末に渡米した際に高碕は、佐久間ダムの建設にアメリカから技術を導入するための交渉を、アメリカ有数の土建会社アトキンソン社との間で開始した。

天竜川水系佐久間のダム着工は、1952年11月20日の電源開発調整審議会において決定されたが³⁵⁷⁾、電源開発(株)は、日本の技術でこの難工事を計画期間内に完成させることは不可能であり、アメリカからの機械輸入・技術導入が必要だという判断を下した³⁵⁸⁾。高碕の渡米には、建設技術の導入先を決める目的があった³⁵⁹⁾。

高碕は、アトキンソン社との交渉を纏めると、その機械・技術輸入のための資金の借款交渉も、渡米中の1952年末にバンク・オブ・アメリカおよ

354) 『日本経済新聞』1952年11月26日は、高碕談として、世銀クレジット枠の獲得を、渡米の目的の1つとして掲げている。しかし、渡米中に高碕が世銀側とどのような交渉をしたのかは明らかではない。

355) 『朝日新聞』1953年3月27日。

356) 『日本経済新聞』1953年4月24日、6月16日。この要請は、前述の1億2,000万ドルの借款要請とは、まったく別個になされたようである。

357) 電源開発株式会社『電発30年史』1984年、p. 521。

358) 同上書、pp. 82-83。

359) 高碕達之助集刊行委員会編『高碕達之助集』上によれば、アトキンソン社と最初の接触したのは、高碕のこの渡米中であった(p. 183)。

びメロン銀行との間に行った³⁶⁰⁾。世銀借款は、早期の実現は望めないの
で、最初からアメリカの市中銀行から借入れる方針だったものと思われる。

1953年4月16日、佐久間発電所の建設工事事用機械・技術を輸入するた
めの電源開発(株)とアトキンソン社との技術援助契約が成立した³⁶¹⁾。その
ための資金700万ドルの借款契約は、バンク・オブ・アメリカとの間
に、1953年6月10日に成立した³⁶²⁾。政府の外資審議会は、6月29日に、
この技術導入契約および貸付金契約を認可した³⁶³⁾。

技術導入および借款契約の内容は、次のようなものであった³⁶⁴⁾。

- 1 建設工事を落札した間組・熊谷組は、アトキンソン社から技術援助を
受け、その対価としてアトキンソン社に対して約250万ドルを支払う。
- 2 電源開発(株)は、工事施行に必要な機械を、アトキンソン社から約450
万ドルで購入する。
- 3 所要資金700万ドルを、期限3年間、金利年4.5%の条件で、バンク
・オブ・アメリカから借入れる。

外資審議会では、1、2については問題はあるものの、やむなしとした
が、3の借款については、佐久間ダムは、日本政府の世銀に対する1億2,000
万ドルの融資申請計画に含まれているので、世銀の事前の了解を得る必
要があるのではないかという意見が出された。しかし、直ちに世銀の了解
を得るのは困難であるため、政府保証を外し、純粹の民間外資導入の形で、
世銀の了解を得ずに融資契約を結んだ³⁶⁵⁾。

360) 同上『高橋達之助集』上、1965年、p. 188。

361) 電源開発株式会社30年史編纂委員会編『電発30年史』1984年、p. 522。

362) 『日本経済新聞』1952年5月8日。前掲『電発30年史』、p. 85、p. 522。

363) 『朝日新聞』1953年6月30日。

364) 「電源開発会社のバンク・オブ・アメリカからの借入に関する私信案」[渡辺
武駐米公使宛 大蔵省為替局長東条猛猪書簡 昭和28年7月] [旧大蔵省資
料]。

365) 同上史料。

(3) MSA か外資か

池田訪米計画とその延期（1952年2月） 吉田首相は、「占領時代から独立にかけて未解決のままの経済問題」を、アメリカ政府と交渉させるために、池田自由党政調会長を2月初めに渡米させたいと考え、その意向をアメリカ政府に伝えた³⁶⁶。

1953年2月14日、池田は、ドッジに書簡を送り、訪米に向けての準備が不足しているので、吉田・ダレス間でまとまりつつある2月末の池田訪米は延期したいと申し入れるとともに、訪米する際の目的を箇条書きにして示した³⁶⁷。

- a 日本への外資導入問題（世銀、EXIM などからの外資導入に関する具体的会談）。
- b 日本の防衛力漸増の時期、方法、程度等に関する諸問題。
- c 日本の防衛生産に関する諸問題。
 - (1) いわゆる「特需」の将来的な見通し。
 - (2) アメリカの軍事援助は、日本からの武器や軍需品の調達を伴うか。
 - (3) 伴うとすれば、その調達の規模、時期、持続可能性などについての諸問題（たとえば、兵器生産設備の拡大、必要な運転資金の供給などはわれわれの側の問題である）。
- d ガリオア援助の処理に関する問題。
- e 日本の賠償に関する問題。

これは、主たる議題が日本の軍備増強にあったとされる池田・ロバートソン会談が、当初、何を話し合う予定であったのかを知る上で興味深い史

366) “Confidential Security Information from Murphy to Secretary of State,” Feb. 19, 1953 [DOS 974 (Reel No.18)].

367) “Letter from Ikeda to Dodge,” Feb.14,1953 [旧大蔵省資料].

1950年代前半における外資導入問題（下）

安定と、朝鮮の復興、東南アジア諸国の開発等経済的な発展とに寄与する意図を持っており、またその資格を有していると確信している。

今日、東亜における情勢の展開に対応し、今後日本の果すべき役割とこれがため実行すべき事項について具体的な計画を樹立すべき時期が到来していると思われる。日本の防衛力漸増の具体的な計画もまた、その中に含まれるべきであろう。

このように述べた後で、「最近の日本の諸政策が、不健全なものとなりつつあり、右の様な日本の意図と矛盾した方向に動きつつあるとの批判」に対して、「今日多少、その推進の速度がにぶるといった現象が見られる」のは、「日本経済の根底に横たはる悩みと政局の不安定に起因するもの」であると説明する。経済的困難については、経済規模を拡大するために巨額の投資が必要であること、貿易の拡大にさまざまな障害（日本に不利な日英支払協定の存在、東南アジア諸国との賠償問題の未決着、中共貿易の制限）が存在することを挙げる。

最後に、「速かに日米間の話し合いを行い、その解決を図ることが必要であると思われる」事項を列挙している。

(1) 日本の防衛力漸増計画

日本は防衛力の漸増について具体的な計画を樹立しなければならない段階に来ていると考え、これについて慎重な研究を始めつつあるが、これが樹立に当たっては、日本の経済力の問題、賠償問題、対外債務の処理問題等との関連を考える必要がある、他面 MSA、その他の外資援助等をどの程度に期待し得るかと言うことと不可分の関係にあるので、これらの問題を同時的且つ総合的に話し合うことが必要である。

(2) 賠償

日本経済には、賠償の余力は殆んどないのであって、講和条約においても、役務賠償に限定する等、日本経済に対する影響を最少限度に止める努

1950年代前半における外資導入問題（下）

力がなされている。

この点については、講和条約締結の際における米国側の努力を多とする次第であるが、今日東南アジア諸国との友好関係を促進し、経済協力関係を強化するためには、賠償問題を解決せざるを得ない事態に立到っている。日本政府は、今やこの問題の解決を図るべき時期が到来したと考えている。

(3) 対日援助の返済

一部日本国民のうちには、対日援助は返済を要しないものであるとの説をなすものもあるが、政府としては能う限り返済を行いたいと考えている。

しかし乍ら現実の日本の経済力から見れば極めて困難な状態にあり、特に前述の諸事情もあり、又外債の支払を行うことを併せ考えれば、ますます困難の度を加えつつある。

(4) MSA 援助

日本は正常貿易の拡大によって国際収支の均衡を図ることを目標としているが、特需等の収入が急激に減少するときは、国民生活水準と雇用水準との低下を来し、経済的社会的に非常な困難に陥ることとなる。従って今後の特需等の額如何は日本にとって重大な問題である。

MSA 援助も、軍事物資贈与の援助方式に限定することなく、「防衛支持金融」の方式をも併用し、又日本において域外買付を行う等、総合的な国力充実を図るという観点が加味せられることを希望する。

(5) 外資導入

外資導入については、今日既に世界銀行との間で話の進んでいる火力電力設備輸入のための四千万ドルの件については、その速かな実現を図っていただきたい。

なお、電力、石炭、鉄鋼、鉄道、通信、道路、土地改良等についても今後具体的計画をもって御協力を依頼したいと考えている。これらの事業は日本経済の改善に役立つところ多大なるものがあり、電力開発並びに製鉄、石炭事業の合理化の必要性についてはいうまでもないところであるが、例えば主要鉄道幹路の電化についても総所要資金 931 億円（258 百万ドル）であって、これによる石炭の節約量は年内約 160 万トン、経理の改善年 61 億円（17 百万ドル）であり、電化による転用可能となる蒸気機関車 408

1950年代前半における外資導入問題（下）

億円（113百万ドル）を差引いた純投下資本は9年間で回収が可能である。また、土地改良の一地点として考慮中の愛知用水は、総所要資金248億円（69百万ドル）であって、これによる米の増産年3万トン、小麦の増産年1万3千トンであり、9年間で投下資本と同額の食糧の増産が行われることとなる。

このような所要資金は、できる限りこれを国内において調達するよう努力する考えであるが、どうしてもその一部は外資の導入に依存せざるを得ない。

米国からの外資の導入が行われれば、単に経済的な意義を有するのみならず、今日までに日本国民の大多数が抱いて来た親米感情をより強固にするに役立つであろう。

(6) 東南アジア諸国の経済協力

日本は、将来その輸出入市場を拡大するために、東南アジア諸国との経済協力を促進したいと考えている。即ち、東南アジアより日本に廉価な原材料を輸入するとともに、日本からその開発に必要な資本財を輸出するということは、日本のために役立つのみならず、アジアにおける自由主義諸国の経済的發展という見地からも必要なことであると考えている。

賠償問題もこの見地から早急に解決する必要がある、また、このような経済協力関係の促進のためには、ある程度日本からの投資を必要とするであろう。

米国側においても、これがため必要な外交的並びに経済的援助を考慮せられたい。

(7) 中共貿易

対中共地域貿易の制限については、英国なみにこれを緩和することは、国民的な希望であり、この差別的な取扱いを撤廃することは、国民感情とも関連して是非必要であると考ええる。

(8) 領域に関する問題

南西及び南方諸島の管轄権返還の問題については、今後ともできる限り好意的な配慮を希望するが、長らく懸案の小笠原旧島民の帰島は、速かにその実現を希望する。

1950年代前半における外資導入問題（下）

なお、軍事上支障のない面において太平洋信託統治領域における日本人の事業活動、特に漁業基地としての利用を許可せられたい。

大蔵省の緊縮政策への転換（1953年8月）³⁸⁵⁾ 1952（昭和27）年度、1953（昭和28）年度の2カ年にわたる予算の膨張について、財政当局＝大蔵省は危機感を持ち始めていた。大蔵省は、そうした財政膨張の原因を、独立後に機能し始めた「民主主義的な議会制度を通じての予算決定」の弊害と考え、池田の対米交渉を足掛かりに、大蔵省のイニシアティブにより、予算増大に歯止めをかけようとした³⁸⁶⁾。こうして打ち出されたのが、いわゆる「1兆円予算」であった。「1兆円予算」の起源は、政治的理由にあり、国際収支の悪化ではなかったのである³⁸⁷⁾。

1952年11月以降、国際収支は毎月赤字が続き、外貨準備も1952年9月末の11億2,190万ドルから、1953年6月末には8億5,820万ドルと目立って減少したが、1953年半ばに至っても大蔵省には、国際収支悪化への危機感は弱かった。

1953年6月14日の「物価の現状及び将来」³⁸⁸⁾と題する文書は、日本の

385) 緊縮財政政策への転換（「1兆円予算」）の成立過程は、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度—』第3巻（神野直彦執筆、東洋経済新報社、1994年、が詳細に明らかにした。その後、中北浩爾は、政治史（とくに政党史）の側面から「1兆円予算」の成立を分析した（「1955年体制の成立」(1)～(3)大阪市立大学『法学雑誌』第47巻第2号（2000年11月）、第3号（2000年12月）、第4号（2001年3月））。

386) 前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第3巻、pp. 131-134。

387) この点は、神野が指摘している（前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第3巻、p. 116）。大蔵省は、1953年2月の時点で、政治的要求に対する歯止めの必要を説いていた。すなわち、1953（昭和28）年度予算について、積極財政を唱える一方で、財政支出が、「地方的な利害関係から政治的に、広く資金がまかれて、総花的になってしまう」ことを批判し、財政支出の重点化や助成政策の行き過ぎの是正は、「行政技術の段階では解決できない政治の問題であろう。政局の不安定な、しかも経済の波動の多いわが国としては、このような問題の解決は、今後とも至難であろう」とした（「昭和28年度予算案の問題点」（昭和28年2月3日 大臣官房調査課）〔前掲『昭和財政史—昭和27年～48年度—』第14巻、pp. 61-64〕）。

1950年代前半における外資導入問題（下）

物価水準が国際的水準と較べて割高であるという批判に対して、たしかにアメリカ、イギリスなどと比較すればかなり高いが、国際収支は特需を含めれば均衡を維持できているのだから、「今日の物価水準は現行為替レートで国際物価水準に対して均衡を保っているものといえる」と反論している。引締め政策については、「将来特需等が減少するに従い、財政金融政策の引締めが必要となろう」と、特需が短期間に急減はしないと予想し、急激な引締め政策の発動が必要とは見ていない。

大蔵省が、緊縮への転換を決意し、「1兆円予算」構想を打出したのは1953年8月であった。

「1兆円予算」の具体的構想を描いた、1953年8月16日の「昭和28年度予算編成について（未定稿）」³⁸⁹⁾は、「国際的には、海外特に米国において日本の経済政策が自立経済への努力において欠けるものが多いとの批判があり、また、この批判は防衛問題の取扱とも深い関係をもっている」と、予算編成に当っては対外的な配慮も必要だとした。

「新政策についての考え方」（8月31日）は、新政策として、「日本経済の運営を国際経済との関係において規律するという考え方を強く打出し、これがため国際収支を財政金融運営の目度とする」ことを謳った。「財政金融政策を引締めることによって、現行為替レートを基準として健全通貨の方針に立帰ることが今日何よりも必要である。」「この意味において、財政の在り方が決定的な重要性を有するに鑑み、昭和29年度予算は昭和28年度予算よりも引締める必要があり、そのシムボルとして所謂『1兆円を超えず』というラインを新政策に織り込むべきである」とした³⁹⁰⁾。

小笠原蔵相は、9月4日の訪米を前に、9月3日の閣議で1兆円ラインの必要性を強調したが、これは、アメリカ政府へのアピールであった³⁹¹⁾。

388) 「物価の現状及び将来」（昭和28年6月24日）[旧大蔵省資料]。

389) 前掲、『昭和財政史—昭和27～48年度—』第14巻，pp. 80-82。

390) 「新政策の考え方」（昭和28年8月31日）[旧大蔵省資料]。

391) 森永貞一郎口述「昭和28年度補正予算・昭和29年度予算について」（昭和

この頃、アリソン駐日大使は、吉田の要求に応じて援助実現に協力することに、強い疑問を抱き始めていた³⁹²⁾。吉田は、アメリカからの資金で「ばら撒き政治」を行って自由党が安定多数を確保すれば、強力な政策を実施できると考えている。しかし、われわれが池田＝吉田ラインに乗ってしまうならば、不人気な政策の断行をまたしても延期する結果になり、日本経済の更なる悪化をもたらし、ひいては日米関係も損なう恐れさえ生じる。アリソンは、このように考え、池田訪米の際の主たる議題は、「ドッジの薬をもう一服処方すること」(＝経済安定化の問題)であるべきだとした。日本側の思惑通り、アリソンは、小笠原蔵相の発言を好意的に受け止めた。

大蔵官僚は、大臣訪米の機をとらえて、世論作りをするとともに、「外圧」を利用し、「1兆円予算」を実現させようとした。その結果、「1兆円予算」は、当初は大蔵省主計局も実現は困難だと見ていたにもかかわらず³⁹³⁾、1953年における国際収支の急激な悪化を背景にして、世論の支持と、国外からの圧力（アメリカ政府や世銀）を受けて実現した。

12月29日、9,944億円の一般会計大蔵原案が閣議提出された³⁹⁴⁾。「昭和29年度予算大綱」(12月29日)³⁹⁵⁾は、「国際収支の著しい逆調、インフレ傾向の濃化の趨勢に鑑み、通貨価値の安定を図るとともに、更には積極的な物価引下げ、国際収支の均衡回復を帰するため、この際国民生活の刷新、企業合理化の推進と相俟って、財政経済の運営の面において、思い切った引締め、重点化の方針をとり、国・地方を通じて財政規模を強力に圧

35年10月7日)、p. 43。

392) “The Ambassador in Japan (Allison) to the Department of State,” Sept. 7, 1953 [FRUS 1952-54 vol 14, pp. 1497-1502]. 樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、1990年、pp. 78-79。

393) 前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第3巻、p. 133、石野信一口述「1兆円予算の経済的背景について」(昭和35年10月18日)。

394) 前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第3巻、pp. 150。

395) 「昭和29年度予算大綱」(昭和28年12月29日)[前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第14巻、p. 95]。

縮し、財政収支の総合均衡を厳に確保することとし、これによって独立にふさわしい経済の自立と自衛力充実の基盤を確立するものとする」と謳った。

大蔵省内の外資導入政策批判（1953年9月）9月15日に³⁹⁶⁾、大蔵省為替局は7月以来検討してきた外資要請事業計画案を完成させた（表19）³⁹⁷⁾。

しかし、この計画案の完成と同時に、大蔵省内部から、「外書導入を渡米の目的とすることは、基本的に誤りである」という強い批判が出た。その理由として指摘されたのは、①現に日本は外貨に窮していないので、アメリカ政府が日本に対して政治借款を供与する可能性はないこと、②世銀借款はあくまでもコマーシャル・ベースで行われるから、条件は厳格であり、国民を満足させられないこと、の2点であった。

「要するに、基本的にいって、今日外資導入の必要性が経済的にも切実でないこと、従って、外資導入政策が既に国民の一般的な支持を得ていないこと、また、国民を満足せしめるような条件での外資導入の可能性が薄いことを考えると、外資導入を渡米の目的にすることは、成功不成功のいかんを問わず、結果はマイナスとならう」と、外資導入論を痛烈に批判した³⁹⁸⁾。

この文書は、アメリカに対する日本の「経済問題の説明は、今後の方針に重点を置くべきであり、しかも健全な経済への真面目な熱意を示すことが肝要である。これがためには政局の安定が前提であるが、健全経済主義

396) ほぼ同じ内容の9月9日案が存在するが、9月15日案は英訳されているので、これが池田訪米使節団の携行資料となったことは確実である（“List of Work Projects by the Introduction of Foreign Capital,” September 15, 1953 [旧大蔵省資料]）。

397) 表19は、備考欄を別にすれば、その2ヵ月後の1953年11月に来日した世銀ドル調査団に提出した「外資導入事業計画」（11月10日大蔵省省議決定）と細部に至るまで同じである（稲葉秀三監修『世界銀行の対日投資』黄土社、1955年、pp. 22-23）。

398) 「諸問題の扱い方」（昭和28年9月20日）[旧大蔵省資料]。

を放擲した妥協による政局の安定は国家のため却って有害であることに思を致し、政府はこの際真正面から健全経済主義と予算膨張の抑制方針を自由党の政策として確定し、背水の陣の心構えで健全経済主義の下に対米折衝を行なうべきである」と述べ、「治山治水、干拓、弾丸道路等についての厩大な計画が右の健全予算の方針に矛盾しないとの印象を与えうるかどうかは、疑問である」と注記している³⁹⁹⁾。

アメリカに駐在していた渡辺武の示唆も、吉田の外資導入論に対する大蔵省の批判に影響を与えたものと思われる。

渡辺は、「ワシントンは日本がインフレになりそうであると非常に懸念している」と書き送ってきた⁴⁰⁰⁾。特需によるドル収入により、消費需要の増大から物価上昇が起きているので、アメリカ政府は、「日本の経済発展のために相当金額の貸付を日本に与えることは、必要でなく、日本自体で賄うことができる筈であり、従って対日借金を増加することは望ましくないと考えているようである。」そこで、渡辺は、「池田ミッションの任務を有効にするためには防衛計画の外に、日本経済を如何にして鞏固にするかと言う計画とか特需等による弗収入を如何に有効に使う日本経済を鞏固にするかという案を持って行かれることであると思う」と提言した。

また、1953年には財界においても、軍需産業を中心とする特需期待論に対する批判が強まっていた。経団連・日経連・関経連の経済3団体が5月12日に発表した「経済基本政策に関する意見」は、特需依存を改め、正常貿易を中心とする経済自立の達成、輸出第一主義の徹底を訴え、政府・各政党に対して、「わが国経済基盤を強化すべき基本政策を確立」することを求めた⁴⁰¹⁾。

399) 同じ頃に作成されたと思われる自由党の新政策案では、一方において、「財政の総合的均衡」によるインフレの防止を説き、具体的には、「公債発行の抑制」、「歳出の重点配分」を掲げながら、他方で、「治山治水対策」の推進、干拓事業・土地改良事業の大規模な推進を謳っていた（「自由党案」〔年月日記載なし〕〔旧大蔵省資料〕。

400) 「W-」〔大蔵省用箋に記載〕〔旧大蔵省資料〕。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表 19 外資導入事業計画一覧表

業 種	総所要資金	外 資 所 要 額		
		合 計	直接分	間接分
1. 電 力	736,257 百万円 (2,045,155 千ドル)	千ドル 103,343	千ドル 57,413	千ドル 45,930
(1) 開発5ヵ年計画	710,257 百万円 (1,972,933 千ドル)	57,899	11,969	45,930
(イ) 水 力	663,282 百万円 (1,842,450 千ドル)	53,936	11,969	41,967
(ロ) 火 力	46,975 百万円 (130,483 千ドル)	3,963	—	(注)3,963
(2) 火力発電設備 合 理 化	26,000 百万円 (72,222 千ドル)	45,444	45,444	—
2. 石 炭	49,084 百万円 (136,340 千ドル)	10,446	7,090	3,356
3. 鉄 鋼	34,700 百万円 (96,389 千ドル)	16,826	15,419	1,407
4. 国 鉄	119,200 百万円 (331,111 千ドル)	60,812	55,139	5,673

1950年代前半における外資導入問題（下）

（為替局）

（1953年9月15日）

備

考

(1) 開発5ヵ年計画

1. 本計画は、通産省において電力開発5ヵ年計画としてまとめたものである。
2. 電力発電5ヵ年計画（現在世界銀行と融資交渉中の火力4千万弗を除く。）による電源開発、送配電及び改良工事。
上記5ヵ年計画による出力増加は水、火力を含み519万KW（水力454万KW、火力65万KW）である。地点は、佐久間、御母衣、奥只見、田子倉、糖平、井川、奥泉、須田貝、矢木沢、砂川、雄別、潮田、鶴見、姫路等である。

直接分—工所用機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）及び銅鉱石、粘結炭等（銅材用原料）

（注）水力及び火力の共通工事である送配電及び改良工事に要する間接外資所要額は、水力、火力に分離することが出来ないので水力に含ませた。

(2) 火力発電設備合理化

1. 本計画は、上記電力開発5ヵ年計画以外の計画（試案）として一応まとめたものである。
2. 3ヵ年計画による。現在稼働中の老朽設備の合理化により電力供給力の安定と石炭費、運炭及び灰捨費約40億円節減を目的とす。（4電力会社、5基）
直接分—東京電力 出力125千KW 1基、関西電力 出力75千KW及び66千KW 2基、中国電力 出力66千KW、九州電力 出力75千KW 1基

1. 本計画は機械などで更に輸入するものを増加するか否かの点で尚検討中である。

2. 堅坑掘鑿5ヵ年計画による炭鉱の合理化（対象22企業体、79堅坑）

直接分—堅坑掘鑿機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）

1. 本計画は目下の処通産省として一応まとめたものである。

2. 鉄鋼10社の鉄鉱合理化拡充（第1期分の昭和28年度及び昭和29年度分のみで第2次合理化計画分を含まない）

直接分—圧延機、その他機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）及び粘結炭等（銅材用原料）

1. 本計画は目下の処国鉄として一応まとめたものである。

2. 東海道線、山陽線、鹿児島線、東北線、常磐線の一部の電化、北陸線の一部

1950年代前半における外資導入問題（下）

(イ) 電化	92,100 百万円 (255,833 千ドル)	千ドル 38,034	千ドル 32,361	千ドル 5,673
(ロ) ディーゼル蒸気 機 関 車	12,200 百万円 (33,889 千ドル)	11,667	11,667	—
(ハ) ディーゼル動車	14,900 百万円 (41,389 千ドル)	11,111	11,111	—
5. 電 電 公 社	297,200 百万円 (825,556 千ドル)	62,816	55,500	7,316
6. 愛 知 用 水	24,830 百万円 (68,972 千ドル)	8,233	6,435	1,798
7. 高 速 自 動 車 道 路	114,500 百万円 (318,000 千ドル)	38,359	26,146	12,213
8. 干 拓	52,437 百万円 (145,659 千ドル)	4,267	2,944	1,323
イ. 八 郎 潟	14,582 百万円 (40,506 千ドル)	14	—	14
ロ. 長 崎	26,300 百万円 (73,056 千ドル)	3,624	2,361	1,263
ハ. 浜 名 湖	2,950 百万円 (8,194 千ドル)	454	444	10
ニ. 東 京 湾	8,605 百万円 (23,903 千ドル)	175	139	36

1950年代前半における外資導入問題（下）

のディーゼル電気機関車使用及びローカル線のディーゼル動車使用による合理化5ヵ年計画である。

直接分—電気機関車モーター、ディーゼル電気機関車及びディーゼル動車
間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）及び銅鉱石、粘結炭等（鋼材用原料）

（注）国鉄としては、外資所要額として計上したものの外に円資金調達のための外貨借入として270百万弗の借款を現在も希望している。

-
1. 本計画は目下の処電々公社として一応まとまったものである。
 2. 5ヵ年計画により重要都市の加入電話を増設し、公衆用市外電話回線並びに警察及び保安庁専用電話回線を拡充する。

直接分—マイクロ・ウェーブ無線通信装置及びグロスパー自動電話交換機
間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）及び銅鉱石、粘結炭等（鋼材用原料）

（注）電々公社としては、外資所要額として計上したものの外に円資金調達のための外貨借入として37百万弗の借款（合計100百万弗）を現在も希望している。

-
1. 本計画は目下の処農林省として一応まとまったものである。
 2. 5ヵ年計画により、木曾川上流に灌漑用ダムを建設、米3万t及び麦1万3千tを増産す。又これに伴い、発電所を建設、年間出力2億KWHの電力を供給並びに飲料用及び工業用の水を供給する。

直接分—建設用機械等
間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）銅鉱石、粘結炭（鋼材用原料）及重油

（注）農林省としては、外資所要額として計上したものの外に円資金調達のための外貨借入として、43百万弗の借款を現在も希望している。

-
1. 本計画は目下の処建設省として一応まとまったものである。
 2. 5ヵ年計画により東京—神戸間（527*₀）の幅員22₀の高架道路を新設する。

直接分—工用機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）、アスファルト

（注）建設省としては、外資所要額として計上したものの外に円資金調達のための外貨借入として280百万弗の借款を現在も希望している。

-
1. 本計画は目下の処農林省として一応まとまったものである。
 2. 5ヵ年計画により、各地を埋め立て水田、畑を作り米穀（麦は米に換算）807千石の増産を目的とす。

直接分—工用機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）銅鉱石、粘結炭等（鋼材用原料）原油等

（注）農林省としては、外資所要額として計上したものの外に円資金調達のための外貨借入として14千万弗の借款を希望している。

1950年代前半における外資導入問題（下）

9. 航空機購入	7,120 百万円 (19,778 千ドル)	千ドル 12,642	千ドル 12,642	千ドル —
10. 国際観光 ドライブウエー	32,139 百万円 (89,276 千ドル)	810	689	121
11. 石狩泥炭地開発	48,417 百万円 (134,492 千ドル)	1,632	367	1,265
12. 港湾関係	20,853 百万円 (57,925 千ドル)	14,977	13,239	1,738
(イ) 工業港建設	15,934 百万円 (44,261 千ドル)	10,181	8,853	1,328
(ロ) 荷捌施設整備	2,885 百万円 (8,014 千ドル)	4,061	3,821	240
(ハ) サイロ建設	2,034 百万円 (5,650 千ドル)	735	565	170
合 計	1,536,737 百万円 (4,268,653 千ドル)	335,163	253,023	82,140

[出所] 「外資導入事業計画一覧表」（昭和28年9月15日 為替局）[旧大蔵省資料]。

料である。訪米目的5項目のうち、具体的内容まで言及しているのはaとcだけである。この史料からは、池田ミッションの目的は、特需と援助の継続を懇請するという「日米経済協力」路線に沿うものであったことがわかる。

池田に対する返事のなかで、ドッジは、「貴下がとくに関心を持っておられる事項のリストは貴下の御立場からすれば当然のものですが」と、皮肉な調子で述べた後に、「それと同等、いや、それよりも重要な問題を私はお示ししたい」と、インフレの持続、輸出の急減、国内物価上昇の輸出品価格への跳ね返り、等々の日本経済の問題点を延々と書き綴った³⁶⁸⁾。

アメリカ側は、改めて、5月頃ならば池田訪米を受け入れる用意があると回答した³⁶⁹⁾。5月の池田訪米が実現しなかったのは、総選挙および組閣といった日本側の事情によるものと思われる。

大蔵省による世銀借款要請額の試算（1953年7月～9月）吉田首相は、7月18日、愛知大蔵政務次官に対して、「米資導入の促進」のため、外資導入の具体的計画（電力外資以外も含めた計画）の作成を命じた³⁷⁰⁾。

大蔵省では、在米日本大使館からの情報をもとに、世銀に対する借款要請案の練り直しを始めた。作業の要点は、借款の対象事業を、機械輸入など直接に外貨を必要とする事業に限定し、いわゆるインパクト・ローン認めない世銀の方針への対処にあった。

「世界銀行からの借入について（未定稿）」（昭和28年8月3日）は、世銀の融資を期待する金額として、すでに水力3地点に対して今後3年間に1億2,000万ドルの融資を申入れていること、ガーナー副総裁が目標額1億ドル（火力4,000万ドルを除けば6,000万ドル）を提示していることを考慮し

368) “Letter from Dodge to Ikeda,” Feb. 20, 1953 [旧大蔵省資料].

369) 「昭和28年2月26日 渡辺公使記」[旧大蔵省資料].

370) 「用意しておくべき事項（メモ）」（昭和28年7月18日）[旧大蔵省資料]

1950年代前半における外資導入問題（下）

表16 事業計画別外貨所用額の大蔵省試算（その1）

（単位 1000ドル）

事業	1953-54年			1953-55年		
	外資所要額			外資所要額		
	直接	間接	計	直接	間接	計
電力	17,526	19,439	36,965	18,325	29,527	47,852
海運	0	9,238	9,238	0	13,992	13,992
石炭	0	15,470	15,470	0	23,200	23,200
鉄鋼	0	20,877	20,877	0	29,769	29,769
合計	17,526	65,114	82,640	18,325	96,488	114,813
合理化機械輸入額（要請額から除外）						
石炭	4,000	0	4,000	6,000	0	6,000
鉄鋼	42,222	0	42,222	60,472	0	60,472
合計	63,748	65,114	128,862	84,797	96,488	181,285

【出所】「世界銀行からの借入について（未定稿）」（昭和28年8月3日）【旧大蔵省資料】

て、3年間に1億2,000万ドル、2年間に6,000万ドル程度をターゲットとした。融資対象事業は、電力だけではこの目標額に達しないので、融資対象事業を拡大して、海運、石炭、鉄鋼の基礎産業の事業計画を含めた³⁷¹⁾。こうした線にそって算出した融資期待額は、上記のターゲットを上回って、2年間で8,264万ドル、3年間で1億1,481万ドルであった（表16）。

なお、この要請額からは、石炭（堅坑開鑿）と鉄鋼（第2次合理化計画）に要する外貨は、計画が未確定であること、別口外貨貸制度で運営中などの理由から外されている。この金額も加えれば、2年間で1億2,886万ド

371) 同年3月に、世銀に対して1億2,000万ドル余の電源開発資金の融資要請を行ったことと矛盾するよう見えるが、ここで目標に達しないと言っている意味は、直接間接に外貨を必要とする金額を積算しても3年間に1億2,000万ドルに達しないということである。同文書によれば、3月の要請案をもとに算定すれば、直接外貨を必要とする金額は1,832万5,000ドル、間接に外貨を必要とする金額（鉄鋼等の資材の原材料輸入）は547万9,000ドル、電力設備の製造に必要な外貨（原材料輸入）は2,413万4,000ドル、これらの合計は4,793万8,000ドルに過ぎなかった。

1950年代前半における外資導入問題（下）

ル、3年間で1億8,128万ドルに膨らむことになる。そこで、今後、石炭・鉄鋼の合理化計画が確定した場合には、石炭、鉄鋼、海運の間接外貨必要額を削除し、電力の間接外貨必要額を減額して、機械設備の輸入に直接必要な項目を中心に編成し直して、上記の融資期待額の水準に収めてはどうかとこの文書は述べている。

「外資導入について」と題する文書は、インパクト・ローンを原則とする従来の方針を変更すべきだと、次のように提案した³⁷²⁾。

わが国は「高度の工業国」であるので投資計画にあたって機械設備を輸入する必要は少なく、前年（1952年）10月に世銀調査団に提出した案、本年（1953年）3月に世界銀行に提示した水力電源三地点開発案は、いずれもインパクト・ローン導入の建前をとっている。しかし、その後の世銀との折衝の中で、インパクト・ローンの実現が困難であることが明らかとなったので、「事業計画のための所要資金のうち、直接、間接外貨を必要とする金額を世界銀行の融資に仰ぐ建前をとることに方針の変更を行うもやむを得ないと考える。」直接必要な外貨とは、機器の輸入、技術者の招聘費などに要する外貨であり、間接必要な外貨とは、資材及び国産機械製作のために必要な鉄鉱石・粘結炭・銅鉱石などの輸入に要する外貨である。外資導入を優先的に行うべき事業としては、電源開発、石炭・鉄鋼の合理化、国鉄電化、電信電話設備の拡張が挙げられる。農業水利、干拓、道路等は必要外貨資金が僅少であるので、とりあえず除外する。

この案にもとづく試算の結果は表17の通りである。この案では、8月3日案の電力、鉄鋼、石炭、海運のうち、海運は除かれ、新たに国鉄電化、電信電話設備の拡張が加わっている。

一応の完成案と見られる8月15日案では、愛知用水、「弾丸道路」が加わった³⁷³⁾。外資導入要請額は、総額3億6,000万ドルに膨らんだ（表18）。

372) 「外資導入について」（作成年月日記載なし 大蔵省用箋にタイプ）〔旧大蔵省資料〕。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表17 事業計画別外貨所要額の大蔵省試算（その2）

（単位 1000ドル）

事業	1953-55年				1953-57年			
	外資所要額			総所要 資金	外資所要額			総所要 資金
	直接	間接	計		直接	間接	計	
電力	18,325	29,527	47,852	1,264,271	18,325	45,771	64,096	1,879,683
石炭	6,000	25,200	29,200	224,999	9,000	43,900	52,900	406,388
鉄鋼	60,472	29,769	90,241	279,444	60,472	46,357	106,829	431,666
国鉄電化	9,883	1,984	11,867	86,567	32,361	6,126	38,487	198,545
電電公社	13,889	4,967	18,856	470,833	27,773	8,254	36,032	825,555
合計	108,569	89,447	198,016	2,308,114	147,936	150,408	298,344	3,741,837

〔出所〕「外資導入について」（大蔵省）〔旧大蔵省資料〕。

愛知用水、「弾丸道路」³⁷⁴⁾ が加わったのは、政治的配慮からと思われる。

この間の事情について、『日本経済新聞』は、インパクト・ローン方式による電源開発への外資導入は絶望的になったので、これまでの外資導入構想は、火力借款を除いて振り出しに戻ったが、自由党政調会ははじめ政府・与党は「面目にかけても外資導入を実現したい考え」であり、基礎産業の合理化に必要な機械・原材料の輸入資金1億ドル（火力借款を除く）の新たな構想を検討中であると伝えた³⁷⁵⁾。

いずれにしても上記3案は、大蔵省内で密かに作成した試案であり、各省との意見調整は行っていなかったと思われる³⁷⁶⁾。

373) 「外資導入について」（年月日，作成者記載なし）〔旧大蔵省資料〕。

374) 東京―神戸間の「弾丸道路」着工は、1953（昭和28）年度予算の目途がつかないため、中止となっていた（『朝日新聞』1953年4月4日）。

375) 『日本経済新聞』1953年8月12日。

376) 通産省は、8月31日の首脳者会議で、小笠原蔵相の渡米に関連して、世銀外資要請案をとりあげ、インパクト・ローンが実現しない場合の代案として、紐付き借款プラン（直接外貨を必要とする事業）を検討した。その案は、電源開発関係7,000ドル、鉄鋼合理化関係1,500万ドル、石炭堅坑開発関係1,500万ドルの計1億ドルという内容だと伝えられた（『朝日新聞』1953年9月1日）。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表18 外資導入事業計画一覧表（1953年8月15日）

事業	総所要資金	外資所要額			備考
		合計	直接分	間接分	
1 電力	676,685百万円 1,879,681千ドル	千ドル 69,328	千ドル 18,325	千ドル 51,003	電力拡充5ヵ年計画（世界銀行融資に係る火力3地点及び公営分を除く）による電源開発、送配電及び改良工事 上記5ヵ年計画による出力増加5,462千KW
2 石炭	146,299百万円 406,386千ドル	58,101	9,000	49,101	堅坑開鑿計画を有する19社の堅坑開鑿その他による合理化
3 鉄鋼	155,399百万円 431,664千ドル	112,406	60,472	51,934	鉄鋼6社の鉄鋼合理化拡充例えば 川崎（高炉新設） 八幡（第4製鋼再開） 富士（厚板ストリップ・ミル）等
4 国鉄電化	93,142百万円 258,728千ドル	39,193	32,361	6,832	東海道線、山陽線、鹿児島線（一部）、東北線（一部）及び常磐線（一部）の電化
5 電電公社	297,200百万円 825,556千ドル	36,954	27,778	9,176	加入電話、市外電話線の拡充、マイクロ・ウェーブ無線電話装置及びクロスバー自動電話交換機の輸入
6 愛知用水	24,830百万円 68,972千ドル	5,921	3,924	1,997	木曾川上流に灌漑用ダム建設、米3万t、麦1万3千t増産、又、これに伴い発電所建設205百万KWH、及び工業用水に利用
7 弾丸道路	114,500百万円 318,056千ドル	38,529	26,146	12,383	東京—神戸間（527km）自動車道路建設
合計	1,508,055百万円 4,189,042千ドル	360,432	178,006	182,426	

〔出所〕「外資導入について」〔旧大蔵省資料〕。

8月18日の閣議で、9月に開催される第9回IMF総会に小笠原蔵相を派遣することが決定した。小笠原蔵相は、閣議終了後の記者会見で、「世界銀行副総裁ガーナー氏に会い、同氏が先に来日した時に話しておいた電源開発資金の借入れを促進してくれるよう申入れるつもりだ」と述べた³⁷⁷⁾。

吉田首相は、8月25日、福永官房長官に対して、外資導入の対象となる電源開発、観光、高速道路、干拓、土地改良、電信電話設備の改善、鉄道の電化、港湾設備の改良などについて早急に計画を立てることを命じた。その際に、吉田首相は、「たとえ採算が合わない場合にも総合的見地からどうしても実施しなくてはならない」事業もあるので、この点に留意するようとくに注意したとされる³⁷⁸⁾。

この計画立案は、時間的に9月4日の小笠原蔵相の渡米には間に合わなかった。政府内では、「今日の折衝が最近数年間ほとんどかけ声だけに終ってきた外資導入を実現する機会と受けとめられていた。」³⁷⁹⁾ 最初から吉田首相は、みずからの政治生命を賭けた借款交渉を小笠原蔵相に託す意志はなく、9月中旬に渡米する予定³⁸⁰⁾の池田自由党政調会長に交渉させようと考えていたのかも知れない³⁸¹⁾。

377) 『朝日新聞』1953年8月19日。『朝日新聞』1953年8月20日(夕刊)は、小笠原蔵相は、電源開発(株)への6,000万ドルの電源開発借款を交渉する予定だと伝え、『金融財政事情』1953年9月7日号は、2億ドルを導入する目標だと伝えたが(p. 4)、小笠原蔵相が何等かの大蔵省案を携行したかどうかは不明である。

378) 『日本経済新聞』1953年8月26日、『朝日新聞』1953年8月26日。

379) 『日本経済新聞』1953年8月31日。

380) 9月18日出発の予定であったが、延期された(「池田ミッションの件」(岡崎外相発 新木大使宛電信 昭和28年9月1日) [外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係(1953. 10. 池田・ロバートソン会談)を含む』A'1.5.2.1-1]。

381) 福永官房長官は、8月25日の記者会見で、「小笠原蔵相の渡米は日本の政治、財政、経済の一般情勢を米国側に説明するのが目的で具体的問題については折衝する時間はないと思う」と述べている(『朝日新聞』1953年8月26日)。愛知大蔵政務次官が、7月18日に吉田首相から資料作成の命を受けてから、

ダレスの訪日（1953年8月）外資導入の検討が進んでいた、8月8日、ダレス国務長官は訪韓の帰途、日本に立ち寄り、吉田首相と会談を行った³⁸²⁾。この会談では、奄美大島返還の意向がダレスから伝えられた。また、ダレスは、この会談で、日本に対して防衛力増強に努力するよう促した。この訪日の前後、ダレスは、記者会見や議会で、しきりに日本の軍備増強を促す発言を行った。

会談の際に、吉田首相はダレスに、「防衛問題を主にわが国の自立を強化、促進するのに必要な総合的な資料」を手渡した³⁸³⁾。

この資料は³⁸⁴⁾、つぎのように始まっている。

1 東亜の新情勢

朝鮮休戦が成立し、東亜における情勢も新たな段階に入りつつあるが、今後東亜において真の政的経済的安定が確立されるまでには、なお解決を要する幾多の困難な問題が存するものと思われる。

東亜諸国の一員として、日本はその平和維持と経済的發展には、決定的な関心を持ち、また重大な責任を感じている。即ち東亜における共産勢力の侵攻を防止することは、日本の存立上絶対に必要なことであり、また、韓国、東南アジア諸国等、東亜における自由主義諸国の繁栄と平行しない限り、日本の真の経済的な自立向上は望めないのである。逆に日本もまた、将来東亜の政治的な

「池田氏に報告、爾来、内密に研究を進めた」といった経緯から見ても、最初から池田訪米に合わせた作業であったと推定できる（「愛知メモ」（文書名、年月日の記載なし。大蔵省用箋に鉛筆書き）。実際に、小笠原蔵相の国務省訪問は、儀礼的なものに終わった（“Call by Japanese Finance Minister Ogasawara – Office Memorandum from Mr. Young, N.A. to Mr. Johnson, N. A.”, September 8, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)], “Call by Japanese Finance Minister Ogasawara – Memorandum of Conversation,” September 7, 1953 [DOS 894 (Reel No.30)]）。

382) 『日本経済新聞』1953年8月9日。

383) 『朝日新聞』1953年8月9日。

384) 「題名なし」（昭和28年8月6日）[旧大蔵省資料]。8月7日、吉田の注文により修正され、8月8日にダレスに手渡された。この文書の概要は、前掲、宮澤喜一『東京—ワシントンの密談』pp. 206-209ですすでに、紹介されている。

1950年代前半における外資導入問題（下）

-
1. 本計画は目下の処運輸省として一応まとまったものである。
 2. 3年計画により日本航空株式会社の国内及び国際線用として、D C 4 E型1機、D C 6 B型7機、及びComet II型2機計10機を輸入することとしているが、この内

直接分—D C 4 E型1機、D C 6 B型4機及びComet II型2機であり、
D C 6 B型3機は外資導入によらないものとする。

-
1. 本計画は目下の処建設省として一応まとまったものである。
 2. 3年計画により、日光、軽井沢、三浦半島、富士箱根、伊豆半島、伊勢志摩、別府阿蘇雲仙、及び琵琶湖各観光地域を開発する。

直接分—工専用機械

(注)建設省としては、外資所要額として計上したものの外に、円資金調達のための外貨借入として89百万弗の借款を希望している。

-
1. 本計画は目下の処、北海道開発庁として一応まとまったものである。
 2. その概要は、北海道泥炭地を中心とした農地11万町歩の土地改良及び28千町歩の未開発地の開拓により、米穀87万石（米換算）の食糧増産及び出力101.6千KWH電源開発並びに4,500戸入植を目的とす。

(本計画については、農林省からも提出されているが、農林省の計画は、当該計画の一部分であり当該計画に含むものである。)

直接分—工専用機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）

(注)北海道開発庁としては、外資所要額として計上したものの外に、円資金調達のための外貨借入として1億弗強の借款を希望している。

-
1. 本計画は、目下の処、運輸省として一応まとまったものである。
 2. その概要は、
 - (イ) 3ヵ年計画により川崎港、横浜港、名古屋港、神戸港及び小倉港の近辺を埋め立てて工業港を建設し、生産品のコストの低下を図る。
 - (ロ) 1ヵ年計画により東京港、横浜港、名古屋港、神戸港及び刈田港に上屋及び荷役機械を建設し、年間荷役費1,755百万円の節減を目的とす。
 - (ハ) 1ヵ年計画により東京港（2万t）、名古屋港（2万t）、大阪港（2万5千t）、神戸港（3万t）及び門司港（2万t）の穀物荷捌及び貯蔵施設を建設し、荷役費の低下、積卸損失減少、及び不適当なる貯蔵による品質低下防止等のための経済的合理化を図る。その額は年間約293百万円の見込。

直接分—ポンプ浚渫船、起重機、穀物陸揚機及びその他工専用機械

間接分—鉄鉱石、粘結炭等（鉄鋼材用原料）

このように、吉田の特需・援助依存の経済政策は、足元から崩れ始めた。

MSA交渉の開始（1953年7月） 1953年夏に、世銀借款交渉と併行して進んでいたのが、MSA交渉であった。

アメリカ政府にとっては、日本とのMSA協定の締結は、極東の安全保障の観点から日本の軍事力（主として地上軍）を強化する戦略の一環であり、日本政府は、MSA協定を、アメリカから経済援助を獲得する一つの手段とみなした。MSA正式交渉は7月15日から始まり、1954年3月2日に終了し、3月8日にMSA協定の調印がなされた（発効は5月1日）。MSA交渉の途中で行われた池田・ロバートソン会談⁴⁰²⁾（1953年10月）は、軍備拡大と経済援助をめぐる、日米の思惑が交錯する山場となった。

401) 『経団連月報』第1巻第6号（1953年6月）、pp. 25-27。『日本経済新聞』5月13日は、この意見書について、「経済界の一部に出ている特需への過度の期待に反省を促し」たものとコメントした。軍需産業で強かった特需期待論としては、「MSA受入れに関する一般的要望意見」（昭和28年7月15日 経済団体連合会経済協力懇談会）『経団連月報』第1巻第8号（1953年8月）pp. 42-44、「MSA援助は断然受けよ—防衛生産委員長郷古潔氏にきく—」『東洋経済新報』1953年7月11日号、pp. 46-47。なお、この時期の兵器生産については、大嶽秀夫「日本における『軍産官複合体』形成の挫折」大嶽秀夫編『日本政治の争点』三一書房、1984年参照。

402) MSA交渉の山場で行われた池田・ロバートソン会談は、政治史・外交史では、重要なトピックとなってきた。それは、講和条約締結の際の吉田・ダレス会談と並んで、池田・ロバートソン会談が、いわゆる「吉田ドクトリン」（アメリカの軍備拡大要請に抵抗して、軽武装を貫き、経済成長を可能ならしめた外交路線）の確立を示す歴史的契機とされてきたからである。

池田・ロバートソン会談については、宮澤喜一『東京—ワシントンの密談』実業之日本社、1956年が、主要な典拠であった。しかし最近の「吉田ドクトリン」見直し論（豊下植彦編『安保条約の論理』柏書房、1999年参照）のなかで、宮澤の描いた池田・ロバートソン会談像を再検討する試みがなされつつある。

第1は、この会談は、アメリカの対日軍事政策には影響を及ぼさず、軍備増強を要求する対日圧力が弱まったのは、それから1年余り後の、アメリカ政府の政策転換によるという植村秀樹の指摘である（植村秀樹『再軍備と55年体制』木鐸社、1995年）。

第2は、MSA交渉、池田・ロバートソン会談において日本政府は、アメリカからできるだけ多くの経済援助を引き出そうとしたが失敗した、との安原洋子の指摘である。安原によれば、池田・ロバートソン会談が経済援助へ

MSA 協定から得られる日本の経済的利益としては、①兵器等がアメリカ政府から供与されることによる財政負担の軽減、②援助の兵器をアメリカではなく、日本から調達する（アメリカから見れば「域外調達」）ことによる日本の軍需産業の需要拡大、③直接に軍需と関係のない経済援助の供与、の3つが挙げられる。日本政府は、①については、援助の条件として日本側の防衛義務が強化される結果、財政負担がかえって増大することを懸念し、②の特需については、MSA 協定によって特需拡大が図れば好ましい考え、③の経済援助については、是非とも実現したいと、強い関心を示した。

経済援助を実現するうえでの吉田内閣の最大の難関は、純然たる二カ国間軍事援助協定（兵器などの軍需物資の供与）である MSA 協定の枠の中で、いかにして経済援助を実現するかにあった。そもそもアメリカ政府は、MSA 協定を日本側に提起した際には、経済援助をまったく想定していなかった。国務省は、日本政府が MSA 協定によって経済援助が得られるものと誤解していることを懸念し⁴⁰³⁾、MSA 援助は完成兵器が主体である旨を伝え、日本側の注意を喚起した⁴⁰⁴⁾。

の道を開いたとする宮澤の記述は、「MSA 交渉の虚像」ということになる（安原洋子「経済援助をめぐる MSA 交渉 - その虚像と実像」『アメリカ研究』第22号、1988年）。

第3は、池田・ロバートソン会談では、軍備拡大の圧力だけでなく、経済政策是正（緊縮政策への転換）の圧力も大きかったとする坂元一哉の説である。坂元は、日本側の抵抗の成果を強調するために、宮澤は、防衛力増強に対する日本側の抵抗を強調したが、日本側が圧力を受け入れざるをえなかった経済政策の面には、ほとんど言及していないと指摘する（『池田＝ロバートソン会談』再考』『三重大学法経論叢』第9巻第1号（1991年12月））。坂元は、池田・ロバートソン会談は、日本に対する軍備増強圧力をかわす面で一定の成果を収めたと見ており、この点は植村とは見解を異にする。坂元は、近著においても基本的には、自説を維持している（坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000年）。

他に、吉次公介「MSA 交渉と再軍備問題」豊下楯彦編『安保条約の論理』柏書房、1999年、も参照。

403) “United States Military Assistance to Japan, from American Embassy, Tokyo, to the Department of State, Washington,” May 23, 1953 [DOS 794 (Reel 18)].

MSA 交渉においては、日本側は、MSA 協定のなかに、アメリカ政府が日本の経済安定に配慮し、経済援助の供与に努力するという条項を盛り込ませようとした。

日本側は、条文の前文に「経済安定に明白な優先権を与える」（経済状態の許す範囲でのみ防衛力増強に行うという趣旨）という文言を入れるよう要請したが、アメリカ側は、朝鮮戦争勃発後は軍事援助が主眼となったのであるから、経済安定優先を強調すれば MSA の目的に反するとして反対した⁴⁰⁵⁾。また、日本側は、8月14日の会合で、9項目の付属文書 (annex) を提示した。この付属文書は、技術援助・防衛支持援助供与 (付属文書B)、域外調達増額の増額 (付属文書C)、アジア・太平洋地域における基礎物資計画、経済・技術援助への日本の参加 (付属文書D)、援助の継続 (付属文書I) の4項目の経済援助要請を含んでいたが、アメリカ側はこの4項目のすべてを削除することを求めた⁴⁰⁶⁾。

こうして、9月末になっても、経済援助に関する日米間の意見の隔たりは縮まらず、この問題は池田・ロバート会談に持ち込まれることとなった。

安原は、MSA 協定が純粋な軍事援助であることについての日本側の認識不足を指摘する。たしかに、日本側は、MSA 法は柔軟な法律であり、運用次第では、日米間の MSA 協定によって経済援助も獲得できると安易に考えていた節もある。

たとえば、池田訪米の準備資料として作成されたと推定される「投資と

404) この点は、1953年5月27日に行われた竹内龍次公使と、國務省の北東アジア局のヤングらとの会談で話合われている (“Mutual Security Program for Japan - Memorandum of Conversation,” May 27, 1953 [DOS 794 (Reel 18)]。[池田特使の日米往復覚書に関する考察] (昭和28年10月26日 欧米一課長), 「MSA 援助に関する件」(新木大使発 岡崎外相宛電信 昭和28年5月28日) [外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係 (1953.10.池田・ロバートソン会談) を含む』A' 1.5.2.1-1]。

405) 前掲, 安原論文, p. 159。

406) 同上論文, pp. 159-160。

MSA 援助について」と題する文書は⁴⁰⁷⁾、MSA 援助が引き出し得る経済援助を、つぎのように推測している。MSA 援助には、軍事援助・経済援助・技術援助の3種類がある。軍事援助は、兵器・軍事資材の供与が主であるが、「軍事援助の内容は極めて広汎にわたるので例えばわが国の弾丸道路の建設、電信電話設備の拡充等については、防衛目的のため必要なものとして、軍事援助を要請することも考えられる。」経済援助は、「いかなる基準又は計算により供与されるかは明らかでないが、例えば防衛計画が確立された場合において、その実行に伴う輸出の減少、輸入の増大等による国民経済へのインパクトを相殺するに必要な額につき経済援助を要請することが考えられるであろう。」

日本政府は、MSA 援助の中に、実質的には経済援助である防衛支持援助という項目が存在することに着目し、その適用可能性を追求した。実際に、スペインなどが防衛支持援助を受けていることが、それが実現可能であることの根拠として持ち出された。

しかし、防衛支持援助（＝経済援助）の実現には大きな難関が存在した。それは、経済援助を受けるためには、すでに交渉が進んでいたMSA協定とは別個に協定を結ぶ必要があったこと、また、1954年度米会計年度の予算には、日本に対する経済援助は計上されていないことであった。

こうしたMSA協定の性格は、日本国内でもすでに指摘されていた。鳩山自由党政策審議会副会長の杉原荒太⁴⁰⁸⁾は、「MSA協定によって、アメリカ政府が、1953-54会計年度において、日本に対し与えうる援助の種類は、この法律(MSA法—引用者)にいう『軍事援助』だけであること」、「その対日『軍事援助』の内容は、装備と訓練の供与であるということ。そして、その装備についての援助は、完成兵器の供与であるということ」を指

407) 「投資とMSA援助について」(日付・作成者名なし) [旧大蔵省資料]。

408) 杉原荒太は(1899-1982)は、外務省出身の政治家。1945年外務省条約局長となったが、公職追放になり、政治家に転身した。

1950年代前半における外資導入問題（下）

摘し、「こんどのMSA協定交渉でアメリカの1953-54会計年度の対日援助の中に、装備と訓練以外のもの、たとえば、防衛生産に必要な資材、機械設備、技術などの援助を含めてほしいとってみてもそれはもう時期おくれである」と述べた⁴⁰⁹⁾。

日本政府が見抜けなかったのは、MSA法の法的枠組みよりも、経済援助から軍事援助へのアメリカの対外援助政策の急激な変化であり、何よりも、特需で国際収支上の問題がない日本に対して経済援助は不要だというアメリカ側の強い姿勢であった。

池田・ロバートソン会談（1953年10月） 池田・ロバートソン会談は、1953年10月5日から10月28日まで、ワシントンにおいて行われた。議題は、①日本の防衛問題及び米国の援助、②東南アジアとの経済交流及び賠償問題、③中共貿易、④ガリオア問題、⑤外資導入及び借款、⑥日本の国内問題であった⁴¹⁰⁾。

この会談で、防衛力増強に関し、アメリカ側から陸上兵力10個師団32万5,000人への増強が提案され、日本側は、池田試案という非公式な形で、陸上兵力18万人を3年間で達成するという対案を示したことはよく知られている。

池田訪米の際の経済援助要請に関しては、吉田とその側近の間では、外資導入交渉と、MSA交渉のいずれを中心にすべきかが論じられたが、前述のように、外資導入交渉を主たる目的とする路線は消えた。そこで、ターゲットはMSA協定の締結交渉を通じて、いかにして経済援助を獲得するかに絞られた。

10月8日の第2回会談では、池田が「対日援助は西欧と同様に扱うと

409) 杉原荒太「MSA援助と対米義務」『エコノミスト』1953年8月22日号、pp. 12-14。

410) 前掲、宮澤『東京―ワシントンの密談』pp. 202-203。“Check List for October 2 Meeting with Ikeda,” Oct. 2, 1953 [DOS 894 (Reel 30)].

のお話であったが、日本には軍事援助文であり、西欧にはそれ以外にもあるらしい。日本も西欧同様にして貰いたい」と、西欧並の経済援助を要請した⁴¹¹⁾。これに対して、アメリカ側は、「日本は現在多額の外貨を有し、経済援助は必要でないといわれは考えている。尤もオフショア・パーチェスメント計画は改善するようにしてゆきたい」と答えた。また、10月9日に、宮澤喜一は、国務省関係者に対して、日本の国民や国会が軍事援助を呑みやすくするためには、なんらかの経済援助を加えて「砂糖にまぶす」必要があると述べた⁴¹²⁾。

経済援助の獲得が池田の使命であった以上、池田は、あくまでも防衛支持援助を獲得する方策を追求せざるを得なかった。10月15日に、池田らはアメリカ側から、MSA法に関する詳細な説明を受け⁴¹³⁾、防衛支持援助を得るためにはMSA協定とは別に、ECA法（1949年経済協力法）にもとづく別個の協定を締結する必要があることを告げられた。これで、経済援助を得る可能性がないことはほぼ明らかになった。しかし、池田は納得せず、大統領の権限でMSA予算の中味を一部分を組替えることができる条文（第513条a項）を根拠として持ち出し、ECA法にもとづく協定も同時に結ばば⁴¹⁴⁾、1954米会計年度予算でも経済援助の実現は論理的には可能であり、アメリカ政府はその実現に努力してほしいと迫った⁴¹⁵⁾。

8月頃からすでに、アメリカ国務省は、MSA法の枠組みと、既定の予

411) 「10月8日会談」[旧大蔵省資料]。

412) “Memorandum for Mr.Robert J.G.McClurkin from Ralf W.E.Reid,” Oct. 12, 1953 [DOS 794 (Reel 18)].

413) 「池田特使会談の件」(新木大使発 岡崎外相宛電信 昭和28年10月16日) [外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係 (1953.10.池田・ロバートソン会談) を含む』A'1.5.2.1-1]。

414) ただし、MSA法第102条を適用すれば、ECA協定の締結がなくても、防衛支持援助は論理的には可能である。

415) 「10月19日付 池田特使覚書」[外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係 (1953.10.池田・ロバートソン会談) を含む』A'1.5.2.1-1]。

算の範囲内で、経済援助を供与する方法を検討していた⁴¹⁶⁾。しかし、国務省が検討していたのは、投資保証協定、情報交換制度、技術援助計画、産業調査など、ほとんど費用のかからない援助項目であり、これら諸援助を合計しても最大限 120 万ドル（初年度 70 万ドル）にすぎなかった。

ちょうど 1953 年 7 月に MSA 法が改正され、余剰農産物援助を定めた第 550 条が追加された。アメリカ政府は、新たに追加された MSA 法第 550 条を利用すれば、経済援助を与えないというアメリカ政府の方針を維持しつつ、日本側も納得させられるだろうという考えにたどり着いた⁴¹⁷⁾。吉田首相は、おそらくアメリカ側の示唆によるものと思われるが、9 月 16 日に福永官房長官に対して、MSA 法第 550 条による小麦買付を検討するよう指示した⁴¹⁸⁾。

アメリカ側は、10 月 15 日に、池田・ロバートソン会談の席上で、MSA 法第 550 条の余剰農産物援助を日本に与える用意があると正式に表明した。その内容は、アメリカ政府は、MSA 法第 550 条にもとづいて予定されている 1 億ドルないし 2 億 5,000 万ドルの余剰農産物援助のうち、少なくとも 1,500 万ドルを日本に供与する用意があるというものであった⁴¹⁹⁾。日本側は、この提案を歓迎し、5,000 万ドルまで余剰農産物を買付ける用意があることを告げるとともに、その資金（円貨）を、「戦略上重要な道路の建設もしくは改良、または兵器製造工業を援助するために使用されることを希望した。」⁴²⁰⁾

416) “Possibility of Extending FOA (MSA) Economic Programs to Japan, Office Memorandum from White to McClurkin”, August 17, 1953 [DOS 794 (Reel 18)].

417) “Telegram from Dulles to Amembassy, Tokyo,” Oct. 13, 1953, “Joint-State-FOA Message,” Oct. 24, 1953 [DOS 794 (Reel 18)].

418) 『朝日新聞』1953 年 9 月 17 日。外務省は 8 月下旬までには、MSA 法第 550 条の追加の情報を得て、検討を開始した（『朝日新聞』1953 年 8 月 23 日）。

419) 「10 月 15 日（木）午後 4 時より国務省に於て 池田・ロバートソン会談」[旧大蔵省資料]。

420) 「10 月 19 日付吉田特使覚書」, 「池田特使と米国関係者会談の件」(新木大使発岡崎大臣宛電信 昭和 28 年 10 月 19 日) [外交史料館公開資料『本邦派

これに対するアメリカ側の回答は、5,000万ドルは目標額としては妥当であるが、そのうち、4,000万ドル分の円貨は、日本におけるアメリカの域外調達に当て、残りの1,000万ドル分の円貨は「経済動員の基礎発展」の目的で日本側に贈与されるとした⁴²¹⁾。日本側は、贈与額を2,000万ドルにしてほしいと要請したが、アメリカ側は難色を示し⁴²²⁾、この問題は会談後のMSA交渉に持ち越されることとなった。

域外調達の増額要請については、アメリカ側は、域外調達の規模は、日本の防衛力増強の程度や、1954米会計年度において、おおよそ1億ドルを考えていると回答した⁴²³⁾。

外資導入については、日本側がこの問題を積極的には持ち出さなかったもので、アメリカ側の反応は、日本の国内貯蓄の活用をまず考えるべきだという素っ気ないものであった⁴²⁴⁾。

他方、日本経済の問題については、池田・ロバートソン会談冒頭の日本経済の現状について説明のなかで、池田は、特需に依存する日本経済の脆弱さを強調し、それゆえに、防衛力増強、ガリオア援助返済などの要請にただちにこたえられないことを示唆した⁴²⁵⁾。これに対するアメリカ側の反論は、ドッジの意見書に集約的に述べられている⁴²⁶⁾。ドッジは、物価高

遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係(1953. 10. 池田・ロバートソン会談)を含む] A'1.5.2.1-1]。

421) 「10月21日合衆国覚書」[外交史料館公開資料【本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係 (1953.10.池田・ロバートソン会談)を含む] A'1.5.2.1-1]。

422) 「10月23日(金)午前10時より國務省 10月22日の先方の覚書に対して質問」[旧大蔵省資料]。

423) 前掲「10月21日合衆国覚書」。

424) 前掲「10月15日(木)午後4時より國務省に於て」。

425) 「第1回会談録(10月5日10時半より2時間)」[旧大蔵省資料]。池田の準備したペーパーは、「日本経済の概況(当面する諸問題を含む)」(英文は“An Outlook of the Japanese Economy, including Some Problems it Faces”)[旧大蔵省資料]と題するものである。

426) 「日本経済強化の方策」(1953年10月14日 ドッジ) [旧大蔵省資料]。英文タイトルは、“Ways and Means of Strengthening the Japanese Economy”。

騰と1953年上期の貿易収支赤字をとりあげ、「現在の政策の再調整が必要」だとした。金融、為替、貿易、財政、税制、投資、消費、カルテル規制、防衛費についての日本政府の政策はいずれも不十分だとし、「今日までの一般的な実績はほとんどみるべきものがなく、日本は依然として夙になすべきであったことを今から始めるかどうかについて議論しているということは明らかである」と強く批判した。財政については、「前年度[1952(昭和27年度) 予算—引用者] 予算は 防衛費の節約によって均衡を保ったことがわかる。国会によって承認された本年度予算は、補正予算によるそれ以上の赤字財政があり得ることを抜きにしても、実質的に均衡を得ていない。不均衡予算のインフレ的影響、殊にそれがインフレ的なオーバーアローンの状態と結びついたことの甚大な影響に鑑みて、国及び地方の予算に真の均衡を齎らすよう努力さるべきである」と述べた。また、外資導入については、「大部分の開発計画が少額の外資しか必要としない以上、日本は巨額の外貨貸付を求めることによって将来の国際収支に不必要な負担を負わせるべきではない」と否定的であった。

10月30日に発表された「共同声明」においては、「日本側出席者は日本の経済的立場を強化し、かつ日米経済協力をさらに促進するためインフレーションの抑制につき日本としても一層努力することが肝要と信ずる旨をのべた」と、日本側が自発的に経済安定化政策をとる旨が記載された。池田は、この会談について総括したなかで、「経済面においては日本にインフレ惹起の惧なきやということが政、財、官界を通じての懸念であり、これに対する我国としての明確なる態度を厳守することが外資導入、経済援助等を期待する上で一段と必要と認められる」と述べた⁴²⁷⁾。池田・ロバートソン会談が最終局面にさしかかっていた10月23日に政府が「通貨

427) 「池田・ロバートソン会談に関する件」(新木大使発岡崎外相宛電信 昭和28年10月31日) [外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係 (1953.10.池田・ロバートソン会談) を含む』A'1.5.2.1-1]。

価値の安定に関する件」を閣議決定したのは、日本が経済安定化政策に取り組む姿勢をアメリカ側に明確に示すためであったと思われる⁴²⁸⁾。

外務省欧米一課長の「池田特使の日米往復文書に関する考察」（10月26日）⁴²⁹⁾は、この会談の交渉から事実上排除された外務省の立場からの、忌憚のない評価である。

議題とされた六項目のうち見解一致を見ているものは、「東南アジア貿易と賠償」及び「中共貿易」の二項目で、その他の四項目については明らかに意見の食い違いが見られる。全体として日本側覚書が抽象的に叙述され具体的根拠が漠然としている感があり、米側覚書は具体的な叙述で明確に条件を提議している。

このように述べたあとで、意見が不一致の4項目（防衛計画、経済援助、域外調達、MSA 550）について、以下の通りコメントを加えている。

(イ) 防衛計画

（中略）米国側から示唆された案は、日本側で希望する案と相当のへだたりがある。即ち米側は当初のダレス方式（十ヶ師団案）に固執しており、日本側が説得につとめた経済的其他の諸条件が防衛計画の検討に当って本質的には承服しえないとの点が注目される。防衛問題はダレス証言のあった六月十日以後米側としてなんらの妥協的歩み寄りを示さなかったという外ない。

(ロ) 経済援助

日本側は対日経済援助の法的可能性（軍事予算から経済援助への流用については事務当局としては尚疑義を持っている）に言及し、やや強引と思われる理由（即ちいわゆる ECA 援助は軍事的効果があること、並びに日本は ECA 初

428) 『日本経済新聞』1953年10月24日。前掲、中北論文(1), pp. 255-256 参照。

429) 「池田特使の日米往復覚書に関する考察」（昭和28年10月26日 欧米一課長）[外交史料館公開資料『本邦派遣特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係一件 池田特使関係（1953.10.池田・ロバートソン会談）を含む』A' 1.5.2.1-1]。

1950年代前半における外資導入問題（下）

期の後進的段階にあること）まであげて経済援助の必要性を強調したが、これに対し米側は対日経済援助の可能性を否定はしないが、日本に対する経済援助に付いての考へ方を明らかにするとともに、結論的にはその必要性を否定している。

(イ) 域外買付

ここにいう域外買付は日本のための日本国内における買付及び第三国向け買付の両者を含んでおり、従来の第三国向け買付実績が二千五、六百万弗に近かったことを考慮すれば、米国の現会年度中において六千万弗という見込数字は特に飛躍的な外貨収入増とはいえないまでも、一応明るい見込が付き得る材料であろう。

(ニ) 第 550 条に基く農産物買付の見返り円資金の使用。

米国は本条に基く売却目標額を五千万ドルとし、そのうち四千万ドルが日本及び友好国の軍需品の調達に使用されることを明らかにし、且つ右の四千万ドルは米国の現会計年度中の日本における域外買付の見込総額一億弗の内訳と考えていることを明らかにした。従って見返り円の中、実際に買付以外の目的に使用しうる円貨は五分の一の一千萬ドルにすぎず、日本側にとって本条の妙味は著しく減殺されたことが明らかとなった。即ち、日本側覚書がその大部分を防衛生産の援助あるいは道路の建設補修等に使用しうることを期待したのに対し、殆んど考慮が払われなかったのに等しい。（下略）

その後の MSA 交渉で、余剰農産物援助、域外調達に関しては、ほぼ池田・ロバートソン会談時のアメリカ側の回答どおりに決まった。結局、域外調達 1 億ドルと、経済援助 1,000 万ドルが、池田・ロバートソン会談の成果であった。しかも、その後の交渉で、特需（＝域外調達）1 億ドルには余剰農産物援助からの 4,000 万ドルが含まれることとなり、贈与分の 1,000 万ドルにも防衛産業の設備拡充に充てるという縛りがかけられることとなった⁴³⁰⁾。外資導入だけでなく、MSA 交渉を通じての経済援助の

430) 前掲『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 11 巻, pp. 554-555。

獲得も、事実上、挫折したと言ってよいだろう⁴³¹⁾。

(4) 火力借款契約の調印⁴³²⁾

厳しい世銀の条件 世銀火力借款は、世銀側が6週間以内に実現すると述べたことから、ただちに契約締結に至ると見られたが、調印に至るまでに、4ヵ月半の紆余曲折を経ることとなった。交渉の最終局面では、借款条件が政治問題化するといった場面も見られた。交渉に手間取った理由は、世銀借款は民間企業に対してなされる場合には政府の保証を必要とし、そのための法的・行政的手続きが煩瑣であったこと、EXIM と比べ、世銀の融資条件が格段に厳しかったために、日本側が融資条件の緩和交渉を試みたためであった。

7月26日に、世銀から示された条件の要点は、以下の通りである⁴³³⁾。

- ① 貸出は、電力3社と開銀とを Co-borrower とし、3社のそれぞれと契約を結びたい。その場合、政府保証は開銀の債務に対してだけ与えればよい。開銀を唯一の借入者とする場合には、電力3社との間にプロジェクト・アグリーメント（事業契約）を結びたい。
- ② 電力会社に対する他の債権者が享有している程度の担保権は必要である。
- ③ 期限は、20年（うち据置3年半）としたい。

431) ただし、航空機工業という特定の業種に関しては、この援助が大きな意味を持った可能性はある。柴田茂紀「朝鮮戦争後のアメリカの対外援助（MSA）と日本の航空機工業」『社会経済史学』第67巻2号（2001年7月）は、その可能性について論じているが、実際の効果については、今後の検討を待ちたい。

432) 世銀火力借款については、契約書など基本的な資料が、日本開発銀行『国際復興開発銀行火力借款』1955年に纏められているほか、九州電力の火力借款を扱ったノンフィクション、古川清明『新鋭火力の序章』新鋭火力の序章刊行会、1981年が電力会社の側から克明に描いている。論文としては、柴田茂紀「世界銀行の対日火力発電借款」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第64号（2000年1月）がある。

433) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』p. 10, p. 12。

- ④ 日本政府は、返済を可能とする電力料金政策を採る旨約束してほしい。
- ⑤ 電力開発5カ年計画は膨大すぎるので、電力3社の内部資本と外部負債との比率を改善することを約束してほしい。

これらの条件が、交渉の結果、どのような形に決着したのかは以下の通りである。

- ① 世銀が民間企業に対して貸し付ける際に、政府または中央銀行（もしくは世銀の承認する同様の機関）による元利の支払いの保証を求めることは、世銀協定に定められている（第3条第4項(1)）。政府は、純然たる民間企業の債務を政府が保証することは適当でないという理由から、日本開発銀行を借入の当事者とし、これに政府保証を与える方針をとった⁴³⁴⁾。開銀保証に関しては、新たに法律を作成することとなり、「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」（1953年7月4日公布。法律第51号）が公布された⁴³⁵⁾。この法律は、日本開発銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等から外貨資金を借り入れる場合には、政府は、予算の定めるところに従って、日本開発銀行の外貨債務について保証契約をすることができるとした（第2条）。当初、世銀側は、電力各社と直接に借款契約を結びたいとの意向であったが、結局、世銀が電力3社との間にプロジェクト・アグリーメントを結ぶことで妥協が成立した⁴³⁶⁾。政府保証の条項については、後述するように、9月半ばに日本国内で強い反対意見が出た。
- ② 日本側は無担保を要求したが、容れられず、世銀が求めた財団担保ではなく、一般担保を設定することで折り合いがついた⁴³⁷⁾。

434) [大蔵省] 為替局『第17国会重要想定問答』昭和28年10月, p. 2 [旧大蔵省資料]。

435) 森本則雄（大蔵省銀行局総務課）「電源開発に対する外資導入に裏付け」『時の法令』第105号（1953年8月）, pp. 7-9。

436) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』p. 11。「米報 第32号（昭和28年7月31日）」[旧大蔵省資料]。

- ③ 日本側は、25年（うち据置3年）を希望したが⁴³⁸⁾、世銀側の希望通りとなった。
- ④ 世銀側は、ただちに値上げすることを想定していたが、日本政府は、電力料金改定は政治問題でもあるので、改定には慎重でなければならないという立場であった。若干の文言の修正があったものの、世銀の主張が貫かれ、将来電力料金の改定の必要が生じた場合に、合理的に速やかに料金改定を行う義務を政府が負うことが、「保証契約書」に明記された（第3条第7項）。
- ⑤ 電力各社は、自己資本の2倍を越える債務を負ってはならない旨、事業契約書に明記された。その他、電力各社は、設備・帳簿の検査を受ける義務、業務・財務状態の報告義務、帳簿・勘定・記録の整備義務などを負った。また、開銀は、各社の事業計画を実施するための資金を確保する義務を負うことが、貸付契約書に規定された。

以上の経緯から、世銀側の条件が厳しかっただけでなく、世銀はこれらの条件をあくまでも堅持し、ほとんど妥協する姿勢を示さなかったことがわかる⁴³⁹⁾。しかし、日本政府は、「本借款に関する条件は世界銀行から他の加盟国に対して行われた貸付の一般の例によったもの」であり、とくに日本を差別しているわけではないから、やむを得ないという立場をとった⁴⁴⁰⁾。

契約条件の政治問題化（1953年9月） 契約調印は9月15日に行われる予定であったが、直前になり、世銀側は担保に関する日本側の説明が、電力3社が日本の市中銀行と交わっていた貸借契約書の条項と食い違うことを

437) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』p. 12。

438) 「火力融資申請に関連し開銀に関する世界銀行への説明等の件（第2回）」[旧大蔵省資料]。

439) 『朝日新聞』1953年10月17日は、「厳しい条件そのままに、実質的にも押切られる」と解説している。

440) 前掲、[大蔵省] 為替局『第17国会重要想定問答』, p. 1。

見付け、市中銀行との貸借契約書を改訂することを求めてきた⁴⁴¹⁾。交渉は無期延期となり、契約調印式に出席するためアメリカに滞在していた小笠原蔵相は帰国を余儀なくされた。

日本国内では、9月13日の外資審議会が、火力借款契約案を原則承認した。⁴⁴²⁾ところが、契約締結準備もほぼ整ったこの段階に至って、政府保証に関する契約条件が過酷過ぎるとして、政府の対応を非難する声があった。問題になったのは、政府が将来外債を発行し、その際に担保権を設定する場合に、世銀が同一順位の権利を有するという条項であった（保証契約第3条）。将来外債を発行する時に、政府・地方公共団体・日銀の資産を担保にすれば、自動的にその担保が世銀借款の担保にもなるので、「国を売った」とか、「日銀を担保に入れた」といった誇張した批判が政府に対して向けられることとなった。

すなわち、9月18日の日銀政策委員会において、宮島清次郎政策委員は、「この借款の条件は、いわば4,200万ドルで国を売るに等しいもので、このような契約は国会の議決を要する。まだ10億ドルの外貨手持がある時に、外資導入に血道をあげる吉田内閣の行き方には疑問がある」と批判した⁴⁴³⁾。通産省中島公益事業局長も、条件が過酷すぎるとの批判を行った⁴⁴⁴⁾。通産省は、直前まで条件を知らされていなかったようである⁴⁴⁵⁾。改進黨の松村幹事長は、9月19日の記者会見で、「民間会社の設備費に使うためにしかもわずか4,000万ドルばかりの金を借りるために、国の財産や日銀まで担保にとられ、またそのために電気料金の上げ下げまで先方の同意が必要だというようなことがもし本当だとしたら、それこそ重大問題だ。

441) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』pp. 13-14。

442) 「火力借款に関する国内的処理事項（メモ）」（昭和28年9月29日 大蔵省）【旧大蔵省資料】。

443) 『朝日新聞』1953年9月18日。

444) 前掲「火力借款に関する国内的処理事項（メモ）」（昭和28年9月29日 大蔵省）。

445) 「電力借款の舞台裏をさぐる」『金融財政事情』1953年10月5日、p. 12。

1950年代前半における外資導入問題（下）

外資の導入については政府はいままで大げさに吹聴していたが、その玉手箱の中身はこんなものだったとなると大変なことになる」と批判した⁴⁴⁶⁾。

とくに問題となった日銀の資産については、すでに政府は世銀と折衝し、日銀を契約本文から削除し、また、政府機関及び地方公共団体については、「憲法上の権限の範囲内」で条項を適用する旨を追加する対策をとっていた⁴⁴⁷⁾。

借款契約内容についてに対して、政府は、9月22日の閣議で、既定方針通り調印することを確認した⁴⁴⁸⁾。批判はセンセーショナルではあったが、長くは続かなかった⁴⁴⁹⁾。世銀が各国に対して適用していた契約条項を、あえて問題にするという批判の仕方に無理があったためである。

世銀・NACにおける討議（1953年9月～10月） 世銀においては、9月4日の理事会で火力借款が決定、あわせて世銀アジア中東部作成の報告書「日本—経済の現状と展望」が提出された⁴⁵⁰⁾。

報告書の要旨はつぎのような内容であった。

日本のもっとも緊急な課題は、特別なドル収入（特需）の減少を補うために、外貨収入を増やすことである。そのためには、多額の国内投資を行わなければならない。日本にとって必要なのは、将来の所要投資をインフレーションに頼らないで賄うことである。そのためには、政府は所要投資を厳選するとともに、財政金融政策を通じて貯蓄と投資を助長しなければならない。また、日本の経済発展は、東南アジアの経済開発によって促進されるだろう。

446) 『朝日新聞』1953年9月20日。

447) 前掲「火力借款に関する国内的処理事項（メモ）」（昭和28年9月29日 大蔵省）。『朝日新聞』1953年10月17日。

448) 『朝日新聞』1953年9月22日（夕刊）。

449) 『朝日新聞』1953年10月19日。

450) “Japan: Economic Situation and Prospects,” June 18, 1953 [旧大蔵省資料]。前掲『世界銀行の対日投資』pp. 47-54に「要約」部分の邦訳あり。

1950年代前半における外資導入問題（下）

10月1日の理事会でこの報告書にもとづいて一般討議が行われた⁴⁵¹⁾。席上、ガーナー副総裁は、「日本には種々の問題あれど重要な加盟国なれば多少リスクはありても必要な貸付を行なうべき」だと述べた。さらに、ヨーロッパへの融資は十分な検討なしに実施しても問題は起きなかったのだから、「日本の場合も貸付の審議に当りては経済開発の可能性に対するイマジネーションを必要とする」と、日本への融資を支持した。

このように、世銀首脳部は火力借款後の融資に、積極的な姿勢を示した。世銀理事会（10月1日）に先立って9月24日に開催された、アメリカ政府「国際通貨金融問題に関する諮問会議」（NAC）の幹事会（Staff Committee）においても、火力借款問題が討議された⁴⁵²⁾。会議では、経済を安定化させ、特需で得た外貨の浪費を食い止めるような国内措置を採らない日本に対して、借款を行うことの是非が問題となった。結論は、この借款は生産システムを改善し、輸出拡大に貢献すると思われるので認めても良いが、日本が国内措置を採るように圧力をとりつけなければならないというものであった。ただし、それを借款の条件に加える必要はないだろうとされた。

契約調印（1953年10月）最後に問題となった市中銀行との担保の問題も、市中銀行と電力会社との契約書を急遽改訂することで解決した⁴⁵³⁾。

10月12日の世銀貸付委員会の承認を受け、10月15日の常任理事会で火力借款が決定した⁴⁵⁴⁾。同日（10月15日）、世界銀行において、日本側代

451) 「日本経済状況に関する世界銀行理事会討議」（昭和28年10月1日 湯本武雄）[旧大蔵省資料]。

452) “National Advisory Council, Staff Committee Minutes, Meeting No.399,” Sept. 24,1953 [National Archives of the United States].

453) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』p. 14。

454) 同上書, p. 14.“Report and Recommendations to the President to the Executive Directors concerning Three Proposed Loans to the Japan Development Bank for Thermal Power Projects,” October 6,1953 [旧大蔵省資料]。

1950年代前半における外資導入問題（下）

表（新木栄吉駐米大使，小林中日本開発銀行総裁，堀新関西電力会長，井上五郎中部電力社長，赤羽善治九州電力取締役）と世銀代表（ブラック総裁）との間で契約書の調印が行われた⁴⁵⁵⁾。

契約書は，①世銀と開銀との間のローン・アグリーメント（借入契約），②世銀と電力各社との間のプロジェクト・アグリーメント（事業契約），③世銀と日本政府との間のギャランティ・アグリーメント（保証契約）からなり，借入の内容と条件は以下の通りであった⁴⁵⁶⁾。

目的：高能率火力発電設備を米国から輸入するための資金。

金額：中部電力 750万ドル（基数1基 最大出力6万6,000KW 設置場
所 三重県四日市）

関西電力 2,150万ドル（2基 各7万5,000KW 大阪府多奈川）

九州電力 1,120万ドル（1基 7万5,000KW 福岡県苅田）

計 4,020万ドル

金利：年5%

約定手数料：年3/4%

期限：19年9ヶ月（据置3年3ヶ月を含む）

(5) ドール調査団の来日⁴⁵⁷⁾

世銀のドール調査団が，11月12日に来日した⁴⁵⁸⁾。その目的は，①10月に調印した火力借款を実施するため手続きを行なうこと，②日本の経済

455) 大堀弘（通産省公益事業局）「世界銀行との火力借款交渉に臨んで」『電気協会雑誌』第363号（1953年12月）p. 3。

456) 前掲『国際復興開発銀行火力借款』pp. 14-15, pp. 26-27。

457) ドール調査団については，稲葉秀三監修『世界銀行の対日投資』黄土社，1955年が詳細に記録している。

458) 『朝日新聞』1953年11月12日（夕刊）。一行は，ラッセル・H・ドール (Russel H.Dorr)，デウィルデ (John C.DeWilde)，ケース (Chester Case)，リチャーズ (R.B.J.Richards) の4名。

政策を調査し、自立経済達成の問題点を検討することにあつた。調査団は、とりわけ、石炭、鉄鋼、機械、化学工業の近代化・合理化投資、原材料・主要食糧の開発計画、日本の海外市場進出の障害などについて関心を持っていると述べた⁴⁵⁹⁾。

本稿では、ドール調査団について、深く立ち入る余裕はないが、12月10日、ドール調査団長から、小笠原蔵相、岡野通産相、池田自由党政調会長に渡された「日本の経済、財政政策に関する非公式覚書」に着目したい⁴⁶⁰⁾。この覚書は、つぎのように述べている。

投資の増大、特需、豊作による国民所得の増大にもかかわらず、なお多額の投資がインフレ的手段によって賄われている。政府、日銀はインフレ抑制を繰り返して声明しているが、問題は「何がなされるべきか」ではなく、「いかにそれをなすべきか」である。政府は、公共投資の計画化、選別を十分に実施しておらず、重要な産業への投資に資金が向けられていない。税制面では、個人所得税の軽減よりも、法人税の軽減の方が、投資の増加に有効であろう。金融に関しては、政府の企図しているオーバー・ローン解消策よりも、金利を引き上げたほうが効果があるのではないだろうか。優先すべき投資としては、食糧生産の増加のための投資、電力への投資などがあげられよう。

12月18日の、調査団離日に際しての声明も、日本の直面しているもっとも深刻な問題はインフレであり、インフレによって輸出が阻害され、経済自立が妨げられる危険性があると指摘した⁴⁶¹⁾。

これらの声明は、池田・ロバートソン会談におけるアメリカ政府の経済安定化要請とともに、日本の緊縮政策への転換を補強する役割を果たしたと

459) 「世界銀行使節団協議記録」(11月14日)[旧大蔵省資料]、前掲『世界銀行の対日投資』p. 29。

460) 前掲『世界銀行の対日投資』pp. 55-65, “International Bank for Reconstruction and Development, 1953 Mission to Japan, Informal Memorandum on Japanese Economic and Financial Policies” [旧大蔵省資料]。

461) 前掲『世界銀行の対日投資』pp. 66-69。

思われる。

6 総括と展望

吉田政権は、1954年10月まで続き、吉田の「政治借款」要請も政権末期まで繰り返されるのであるが⁴⁶²⁾、本稿は1953年末をもって終ることとしたい。1954年になると、國務省でもっとも吉田に同情的な勢力も、もはや「政治借款」構想をまともにとりあげようとしなくなった⁴⁶³⁾。国内でも、吉田が信頼していた大蔵省は冷ややかであった⁴⁶⁴⁾。

「政治借款」は、1951年に「日米経済協力」構想が唱えられた際には、リアリティーがあるように見えたが、講和条約発効後は、次第に、それが幻想にすぎないことが明瞭になってきた。

電力危機を契機として、1951年に提唱された電源開発への外資導入構想は、国内資本が不足するなかで、エネルギー供給体制を確立することが産業再建の鍵であったことを考えれば、十分に経済合理的であったと評価できよう。

しかし、独立回復を目前にして、占領地援助の終了や、特需の将来的な減少といった事態に対応するために、吉田首相が、日本の経済再建とみずからの政治生命を、「日米経済協力」構想（1951～52年）に賭けた時から外

462) 池田慎太郎「中立主義と吉田の末期外交」前掲、豊下楯彦編『安保条約の論理』参照。

463) たとえば、駐日大使アリソンの政治的に不安定な吉田政権に対する借款は、逆効果になるという指摘（“The Ambassador in Japan (Allison) to the Department of State,” May 18, 1954 [FRUS 1952-54, Vol. 14, pp. 1640-1642]）。

464) 渡辺武は、「総理渡米用資料を拝見したが理解し難い点（1）対米外資導入計画依然として総花式であること、（2）金融引きしめといい乍ら外資ではいるならいくらかでも金を出してよいという態度」「要するに金融引きしめを一方でいって外資導入を宣伝するところに矛盾がある。この際外資導入に関する態度再検討の要あり」と苦言を呈した（「財報(A)第8号（昭和29.5.26 在ワシントン渡辺公使発信）」[旧大蔵省資料]。「外債起債能力と外資導入」（昭和29年5月10日 為替局）、「世銀外資受入れの意義一併せて、円資金調達の方考え方」（昭和29年7月13日）[『昭和財政史—昭和27～48年度—』第18巻, pp. 360-365]）。

資導入構想は「政治借款」に変質して行った。「日米経済協力」構想は、アメリカ軍による軍事調達継続の継続、それを支えるための生産能力の強化、東南アジア市場への日本の参入を3つの柱とする構想であったが、その一環に、吉田は外資導入構想を組み込んだのである。

吉田のイニシアティブのもとで、外資導入はみずからの対米交渉力を誇示する手段となった⁴⁶⁵。吉田は、外資や経済援助を獲得できれば、政治生命を伸ばすことができると信じた。外資導入は、ガリオア援助に代わる、經常収支赤字の穴埋め手段であった。厳密な投資計画にもとづいて外資導入の申請額が算出されたのではなく、計画は国内の政治的要請を容れつつ、適当に作文された。

政府首脳は、日本の経済の脆弱性を繰り返しアメリカ政府に説明し、経済援助の必要を認識させようとした。安全保障上の理由から日本をアメリカの影響下に留めなかった国務省（とりわけ北東アジア局や在日大使館）は、日本政府の主張に必ずしも納得したわけでもなかったが、日本政府の意向がアメリカ政府や世銀に容れられるよう努力した。

国務省の日本関係セクションは、アメリカが支えなければ日本経済は崩壊し、深刻な社会不安、共産化をもたらすことになるという、吉田政権による「弱者の脅迫」に振り回されがちであった。それに歯止めをかけたのは、アメリカの財政当局であり、世界銀行の「銀行家の論理」であった。

大規模な外資導入の望がみ失われかけたときに、たまたまMSA援助がアメリカ政府から提案された。アメリカ政府の提案したMSA協定による援助は、完成兵器を主体とする軍事援助であり、経済援助とは無関係であった。1953年1月に誕生したアイゼンハワー政権は、対外援助の重点を経済援助から、軍事援助へと急速に切替えてつあった。吉田政権は、

465) 本稿の冒頭で、従来の研究が、吉田の外資導入政策に注目してこなかったと記したが、この問題に着目した唯一の論文として、北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」『年報 近代日本研究』14（1994年）が存在することを失念していたので、補足しておきたい。

1950年代前半における外資導入問題（下）

この流れに抗し、あえて、MSA交渉を通じて経済援助を引き出すという極めて困難な課題に挑戦したのである。しかし、その結果は、経済的にも政治的にも失敗に終わった。

1953年には、財界や官庁のなかで、それまでの特需依存経済を根本的に見直して輸出優先主義を本格的に実行に移そうという動きが強まった。また、財政当局は、吉田政権のポピュリスト的な政治対応を批判し、「1兆円予算」を掲げて、財政引締めに移した。吉田は、次第に孤立して行き、最後には、側近でさえ政策の基本方向を疑問視していたのではないと思われる。こうした変化は、1953年の国際収支の悪化、IMFからの借入（1953年9月～12月）、金融引締めの実施（1953年9月）といった経済状況のなかで起きた。皮肉なことに、「政治借款」の挫折とは裏腹に、本格的な世銀借款は、1953年秋のドール調査団の来日を機に、軌道に乗り始めたのである。

外交史・政治史の研究者は、吉田茂の「商人的政治観」（高坂正堯）と高度成長政策とを同一視しがちである。しかし、吉田政権の特需・援助依存型の経済政策は、高度成長政策とは異質であり、吉田の政策の延長線上に高度成長が存在するわけではない。このことは、本稿における、限られた範囲の分析からも明らかであろう。